

令和6年

災害・環境対策特別委員会会議録

とき 令和6年7月4日

品川区議会

令和6年 品川区議会災害・環境対策特別委員会

日 時 令和6年7月4日(木) 午前10時00分～午後2時34分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 大倉たかひろ 副委員長 ゆきた政春
委員 えのした正人 委員 まつざわ和昌
委員 せお麻里 委員 こんの孝子
委員 塚本よしひろ 委員 吉田ゆみこ
委員 ひがしゆき 委員 鈴木ひろ子
委員 須貝行宏

欠席委員 委員 高橋伸明 委員 石田ちひろ

出席説明員 鈴木都市環境部長 高梨都市計画課長
中西環境課長 溝口防災まちづくり部長
滝澤災害対策担当部長 平原防災課長
伊藤災害対策担当課長 羽鳥防災体制整備担当課長

○午前10時00分開会

○大倉委員長

ただいまから災害・環境対策特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、特定事件調査、請願・陳情審査、報告事項およびその他を予定しております。

本日は、議題に関連し、環境課長、災害対策担当部長、防災体制整備担当課長および災害対策担当課長にご同席いただいておりますので、ご案内いたします。

なお、高橋伸明委員、石田ちひろ委員は本日欠席とのご連絡をいただいております。

また、審査の都合上、審査・調査予定表の順を一部入れ替えて進めてまいります。

本日も効率的な委員会運営にご協力をお願いいたします。

まず、予定表に入ります前に、今後の委員会運営につきまして、正副委員長からご案内させていただきます。

前回の委員会、また、その後期日までにいただいたご意見・ご要望等を踏まえ、正副委員長で検討・調整の上、お手元の令和6年度災害・環境対策特別委員会調査日程（案）を作成いたしました。こちらを基にご説明申し上げます。

各調査事項の内容ですが、まず、「防災に関すること」につきましては、計4回取り上げる予定でございます。議会運営委員会で決定した「備考」に記載のある調査事項の細節に即し、「防災に関すること」につきましては、避難所、在宅避難、罹災証明、防災訓練などの区の取組について調査・研究を行ってまいります。

次に、「環境に関すること」につきましては、同じく計4回取り上げる予定です。こちらにおいても、「備考」に記載のある調査事項の細節に即し、脱炭素・ZEB、製品プラスチック回収、粗大ごみ、プラスチック・食品ロス削減、マイボトル促進などの区の取組について調査・研究を行ってまいります。

また、皆様よりいただきましたご意見等につきましては、可能な限り委員会運営に反映させていただきたいと考えております。

なお、日程に記載のない項目でありましても、動向に応じ、適宜調査事項として取り上げる可能性がございますので、あらかじめご承知おきください。

以上、調査の進め方および内容につきまして、各委員のご意見もお聞きしながら、今期1年間、このような形をベースに進めさせていただきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくをお願いいたします。

よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○大倉委員長

ありがとうございます。

2 請願・陳情審査

(1) 令和6年請願第6号 破損した太陽光パネルの危険性等を区民に周知することを求める請願

○大倉委員長

それでは、先ほど申し上げましたように、予定表の順番を変更して、初めに、予定表2、請願・陳情審査を行います。(1)令和6年請願第6号、破損した太陽光パネルの危険性等を区民に周知することを求める請願を議題に供します。

まず、本請願は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○大倉委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○中西環境課長

それでは私から、請願第6号に関連しましてご説明を申し上げます。「災害により破損した太陽光発電設備の周知について」という関係資料をご確認いただければと存じます。

まず初めにですが、1つ目の丸でございます。品川区では、ゼロカーボンシティしながわの実現に向けまして、区有施設、家庭および事業所におけます再生可能エネルギー利用拡大を目指しまして、太陽光発電設備の助成を行うなど普及に取り組んでいるところでございます。

区において実施しております太陽光発電設備の設置助成につきましては、【太陽光発電設置助成】をご覧くださいと存じます。家庭用・業務用ともキロワット当たり3万円を助成額といたしまして、それぞれ家庭用・業務用で上限額を定めているところでございます。予定件数は、令和6年度に関しては70件といったことになってございますが、その下のポツの「実績」のところでございますが、令和4年度・5年度に関しましては40件を超える申請がございましたので、令和6年度から70件に倍増させた形で、今年度、助成を進めているところでございます。

それから、区有施設におけます太陽光発電設備の設置状況でございますが、現在、区有建築物の中に52施設で設置が済んでいるところでございます。

それから、2つ目の白丸のところでございます。国等におきましては、太陽光発電設備の処理等に関する取扱いに関しまして、経済産業省ですとか環境省、それから一般社団法人太陽光発電協会がそれぞれガイドラインを公表いたしまして、事業者等に、対処の必要性について周知しているところでございます。

区といたしましても、ゼロカーボンシティしながわの実現に向けまして、今後も太陽光発電設備等の普及啓発に積極的に取り組んでいくとともに、災害時に破損した設備の取扱いにつきましては、現在も区のホームページで周知を行っているところでございます。

○大倉委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

今、区のホームページでも取扱いについて掲載されているということだったのですけれども、ホームページを見ていなかったのですが、どんな形で書かれているのか、教えていただけたらと思います。

それから、ここでは太陽光発電設備が破損する事故も増えておりということで書かれているのですが、実際に事故というのはどの程度あるのか。また、能登半島地震では太陽光発電施設や設備が広範囲にわたり多数破損したということで書かれているのですが、この実態をもしつかまれているようでしたら、お知らせいただきたいと思います。

それで、実際に感電したり、火災が起きたりするおそれがあるということで書かれているのですが、こういう実害というのは起こっているのか、起こっているとしたらどの程度起こっているのかについてもお聞かせいただきたいと思います。

○中西環境課長

まず、区のホームページでございます。「はじめての防災のすすめ」といったホームページの中で、防災課にご協力をいただきまして、「災害が発生したら取るべき行動」というパラグラフがあるのですが、その中の「太陽光発電設備が災害により壊れた場合や廃棄時における注意事項について」といったところで文言を載せておりまして、先ほど申し上げましたようなガイドライン等のリンクを貼っているといったような形でございます。

事故が増えているのかといったところで、私のほうで調べた限りになるのですが、2005年から2018年までで、いわゆる太陽光発電設備での火災件数等は128件というふうに報道のほうでは聞いてございます。それから能登のほうのお話でございますが、これも報道ベースになりますが、19の施設で破損等があったといったところは報道で確認しているところでございます。

それから、実害があるのかといったところで、すみません、地名を忘れてしまったのですが、蓄電池がある倉庫で火災があって、感電の危険性もあるので消火に時間がかかったといったような事故の報道は聞いているところでございます。

○鈴木委員

そうすると、区のほうでここで示されていたガイドラインの中で、どういう注意が必要なのかという、具体的にどんな注意というところで載せられているのかということもお聞かせいただけたらと思います。

○中西環境課長

リンクを貼っておりますガイドラインを見ますと、破損した太陽光パネルであったとしても、パネルの一部でも電源がまだ通っている状況であれば発電が続く形になりますので、近寄らないですとか、あとは、可能であればシートをかけて発電しないようにするとか、そういったことに関して書かれているものになります。

○大倉委員長

ほかにございますでしょうか。

○須貝委員

今回の請願ですが、区のほうでもきちんと注意事項を掲載されている、防災のほうで載せているということで、確かに記載されているのですが、経済産業省のも載せているということで、あと環境のほうもそうですが、だったら、環境のほうにも筋として載せておいたほうがいいのかという、それは意見だけです。

この請願については、区のほうでもきちんと広報としてやられているということと、あと、品川区においてはまだ実害はないのですが、使っている方もまだまだ少ない、実害もあまりないということならば、今後も普及啓発・注意喚起について区でやっていただければいいのかなと。既に区のほうでもやられているので、今後より一層、今、区でも環境課のほうで太陽光発電の普及啓発に努めていますから、より普及啓発に努めていただきたいと思います。

○大倉委員長

ほかにございますか。

○鈴木委員

太陽光発電を設置する場合、かなり重さがあるので、耐震性を備えた建物でないとなかなか設置が難しいと思うのですが、大体新築のときに太陽光をつけることが多かったりとか、それから、後でつけるとしても、耐震性能がしっかりしているところにつけると思うのですが、それでもそういうふう

に破損する場合というのは、どんな場合が破損されるのかなど。

能登とかは瓦屋根がすごく多くて、多くで倒壊・半倒壊みたいな形になっているところがあると思うのですけれども、そういうところにも太陽光発電はつけられていたのかなど。今回は19施設ということなので、一般の住宅であれだけ重たい瓦屋根の上に太陽光発電がつくということはあまりないのかなと思ったのですけれども、耐震化された建物につけられているにもかかわらず、太陽光パネルが地震で破損する場合というのは、どういう状況が考えられるのか、そこも分かったら教えてください。

○中西環境課長

原因というところで、能登の19施設に関しましては、つぶさに見たわけではございませんが、多くが事業所が運営しているような発電設備と聞いております。耐震性の高い建物についている場合でのところなのですが、先ほど申し上げました2005年からの128件といったところでも、例えば太陽光パネルで発電した電力を自宅で使うためには、もともと太陽光発電したものは直流電力になります。それを交流に変えなければいけないというところで、パワーコンディショナーという機械が入るのですが、そういったものが起因する場合ですとか、あとは、中の発電モジュールの部分ですとか、ケーブルの断線といったものが考えられるかと考えてございます。

○大倉委員長

ほかにございませんか。

○ひがし委員

今、ホームページで「はじめての防災のすすめ」のところを読ませていただいて、「震災によって被害を受けた場合の太陽光発電システム取り扱い上の留意点」だったりとか「水没した太陽電池発電設備による感電防止についてのお願い」等を見せていただきました。

品川区では、「太陽光発電・蓄電池システム設置助成のご案内」というページもあると思うのですが、この助成を利用された方々には、災害があったときはこういうふうにしてくださいというようなご案内の資料とかは併せてお渡しとかしているということで合っていますでしょうか。

○中西環境課長

助成事業を受けた方に対して災害時のお知らせといったものは、今現在、お渡しはしてございません。太陽光発電以外にも、例えば省エネ家電等も助成しているのですが、震災のときの漏電等を考えると、そういった設備等もあります。実際にどういった形の周知の仕方ができるかというのは、今までも従来の中で、効果の見せ方とか、そういったお話もいただいていますので、併せてそういった部分も今後どういった形ができるかというのは検討してまいりたいと思います。

○ひがし委員

ありがとうございます。恐らくこれが一番必要なのは、使っている方々とか自分のおうちに設備を整えている方々が一番重要なのかなと思ったので、少なくとも区の方々には周知しているということで把握できたのと、あとは、使用している方々がさらにその取扱いについて詳しく分かるといいなと思いますので、その点については引き続き取り組んでいただければと思います。

もし何かありましたら。

○中西環境課長

設備的などところになりますと、設置事業者のほうでその辺りの取扱いというのは当然周知されている部分がございます。どういった形で周知されているかも含めまして、今後の検討課題とさせていただきますと思います。

○大倉委員長

ほかにございますか。

○吉田委員

今の質疑の補足になってしまうのですが、例えば区有施設の中でも、小学校とかの、私、総務委員会にいたときに、契約案件で出てきますよね。そのときにご報告が時々ないときがあって、どういう再生可能エネルギーの活用がされているか、必ず確認するようにしています。

大分前の環境課長に、太陽光パネルがつけられるかつけられないか、雨水利用がどうされるかというのは、環境課からは全部メニューを提示します、実際にどのメニューを選ぶかは担当課の采配になりますというご答弁をいただいている、ということは、例えば学校につけるとときには、学校になるのかしら、教育委員会になるのかしら、そこがメニューを選ぶわけですね。

そうすると、太陽光パネルを設置するというを決めた場合は、当然そこに、環境課なのかしら、担当所管がこういう危険性についてもきちんと説明されると理解してよろしいですねという確認です。お願いします。

○中西環境課長

区有施設、学校等を含めまして、再エネの設備をつける場合、今現在も施設整備課ですとか学校施設の担当所管と環境課が連携しながら進めております。設備をつける際には、当然設備部隊のほうからもその辺りは確認しながら進めていると確認しているところでございます。

○吉田委員

確認できました。

私はずっと、議員になる前から再生可能エネルギーの推進をする運動をしていて、どの再生可能エネルギーを選んだとしても、必ずリスクが伴うのです。そのリスクは、私たちの考えでいえば、原発を使うよりはこのリスクのほうが少ないよねということで再生可能エネルギーを選んできたのですが、そのリスクについては周知をしていく必要があるかなと思っております。

ですので、当然区のほうからもきちんとやっていただく必要があると思いますけれども、再生可能エネルギーを推進する立場として私も周知をきちんとしていくべきだし、前、東京都にヒアリングしたときがあって、そのリスクを気にするぐらいだったら、もっとこういうリスクもありますよみたいなこともあって、やはり再生可能エネルギーはそれなりのリスクがあるのだなと承知をしております。

ただ、原発を使ったり、石炭火力とか、そういうものよりはずっと環境にいいと私は思っていますので、区のほうと併せて、私たちもリスクを周知しながら再生可能エネルギーを進めていきたいなと思っております。これは意見です。

○大倉委員長

ほかにありますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大倉委員長

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和6年請願第6号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

結論を出すで、不採択でお願いいたします。

理由は、先ほど説明がありましたけれども、この請願にもありますが、地方自治体のホームページの周知があまりない中で、品川区は進んでこういう周知に取り組んでいるという部分は本当にさすがだと思っています。

そしてまた、太陽光に限らず、こういった設備というのは、あらかじめ危険物質というのは少なからずあると思うのです。だから大切なのは、リユースであったりリサイクルの徹底ということをしっかり守ることによって、そういうものを少なからず抑えることができると思っていますので、こういった周知啓発は、引き続き品川区でもより活発に努めていただけたらと思います。

○塚本委員

本日結論を出すということで、結論は不採択でお願いしたいと思います。

一定危険性があることを周知する必要性というのはある程度あると思いますけれども、区としては既にそれについてやっていらっしゃるということを伺いました。

それから、太陽光パネルだけにことさら危険な物質がある、火災の危険があるということは、あまりフェアではないというか、家電全体的に危険物質もあれば、火災の、リチウムイオンとかよっぽど危ないものもあつたりするので、その辺はバランスを考えながらやっていかないと、危険性だけが独り歩きするみたいなことはちょっと懸念するところもありますので、不採択でお願いいたします。

○ひがし委員

本日結論を出すでお願いいたします。

区としては既にホームページに掲載しているということですので、今回の請願に対しては不採択とさせていただきます。

ただ、先ほど質疑でもお伝えしたように、太陽光発電設備の普及に併せて、危険性、また、災害時の対応については引き続き周知していただくように求めます。

○鈴木委員

本日結論を出すでお願いしたいと思います。

基本的に共産党の立場としても、気候危機を打開するためには、原発や化石燃料から脱却する、そして再エネ・省エネという方向でやるべきだと考えていますので、太陽光発電はどんどん積極的に進めるべきだと思っています。

今回の請願は、太陽光発電の対処方法について周知をということなので、それは一定理解できますので、趣旨採択でお願いしたいと思います。

○須貝委員

本日結論を出すということと、不採択でお願いしたいと思います。

先ほどもお話ししましたけれども、全国の自治体においても注意喚起、周知するように努力して、品川区も現在、既にやっております。ただ、先ほども申し上げましたが、環境課のほうでもしっかりホームページに載せて、区民の方がより分かりやすい方法を今後もとりに続けていただきたいと思います。

○大倉委員長

ありがとうございました。

それでは、本請願については結論を出すのご意見でまとまったようでございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大倉委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本請願については挙手により採決を行います。

それでは、令和6年請願第6号、破損した太陽光パネルの危険性等を区民に周知することを求める請願について、お諮りいたします。

本件を、趣旨採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○大倉委員長

ありがとうございます。賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(2) 令和6年陳情第29号 品川区においてマイクロプラスチック及びナノプラスチック発生が環境に与える影響について規制を求める陳情

○大倉委員長

次に、(2)令和6年陳情第29号、品川区においてマイクロプラスチック及びナノプラスチック発生が環境に与える影響について規制を求める陳情を議題に供します。

本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○大倉委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○中西環境課長

それでは私から、陳情第29号に関連しましてご説明申し上げます。表題が「区におけるプラスチック削減の取り組みについて」となっている、A4、1枚物の資料をご覧くださいと存じます。

初めに、品川区では、品川区環境基本計画におきまして、プラスチック焼却時の温室効果ガスの排出や、マイクロプラスチックによります海洋汚染を課題と捉えまして、基本目標の一つを「持続可能な循環型都市を実現する」としまして、使い捨てプラスチックの削減、それから資源リサイクルの推進に係る取組を進めることとしているところでございます。

資料、中ほどに行きまして、項番1のところでございますが、国におけますプラスチック廃棄物に関する動向でございますが、陳情の中にもございました、令和4年4月1日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されまして、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進していくこととされたところでございます。

法律を受けた基本方針におきましては、排出の抑制、ワンウェイプラスチックの使用の合理化、プラスチック廃棄物の分別収集、それから再資源化といったものが示され、取組が進められているところでございます。

次に、2、区の取り組みでございます。まず、(1) ペットボトル等の使い捨てプラスチックの使用抑制についてでございますが、現在、環境課のほうでマイボトル用給水機の区有施設への設置拡大を進

めてございます。併せまして、マイボトル用給水機を民間施設に設置する場合の費用の一部を助成する設置助成も今年度より開始しているところでございます。ペットボトルは正しく分別すれば資源になるものでございますが、できる限りペットボトルの使用を減らして、マイボトルをご持参いただくという行動変容につなげてまいりたいと考え、こういう取組を進めているところでございます。

それから、(2)資源プラスチックの回収といったことで、こちらは清掃事務所の事業でございますが、プラスチック製容器包装、それから製品プラスチックの資源回収を、今年度から区内全域で回収したところでございます。それから清掃事務所におきましては、資源とごみの適正な分別・排出の啓発に日々取り組んでいるところでございます。

それから、(3)でございますが、エコルとごしにおきましても、環境教育・環境講座の中で、海洋プラスチックごみの現状を学ぶ講座ですとかプラスチック削減について学ぶ講座、それから常設展示ブースにおきましても、海洋プラスチックごみに関する啓発等を現在も行っておりまして、引き続きそういった活動も進めてまいりたいと考えてございます。

それから、陳情の中にありました人工芝でございますが、現在、エコルとごしのキッズスペースに紙製人工芝を、企業と連携しまして、常設で敷設させていただいておりまして、イベント等でも活用しまして、そういったものもあるといったことで普及啓発を図っているところでございます。

今後も、循環型都市の実現を目指しまして、プラスチックごみの削減、資源プラスチックリサイクルについて、様々な形で、様々な民間企業ですとか他部署と連携しながら、取組を進めてまいりたいと考えてございます。

○大倉委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○吉田委員

プラスチックの分別というか、再利用とか、そういうことについては、法律ができて、品川区も取り組んでいるということはいろいろなところでご報告を受けて、廃棄物減量等推進審議会でも、私、参加していますので、視察に行きました。

ただ、いまいち、品川区がどの方法を選んで、どういうルートで流れていくかというのが確認できないので、いい機会ですので、現状、再生に向けて品川区がどのように進んでいるか、選別のやり方も自治体によって、法で定められた手法のどこを選んでいくかというのが結構議論になっているのですけれども、品川区ではいろいろな選択肢、いろいろでもないか、大きく2つかな、選択肢が占められてきた中で、その先、いろいろ選択肢があると思うのですが、現状どんな方法をとられているのか、現段階で結構ですので、ご報告いただけますでしょうか。

○中西環境課長

品川区清掃事務所の聞き取り内容になりますけれども、現状、まず数字のところでは申し上げますと、令和5年度にプラスチック製容器包装系で回収した容量が、159万8,660kgがプラスチック製包装容器でございます。そのうち、製品プラスチックの部分の回収、令和5年度に回収した量は2万7,680kgといったところで、それなりの数は今収集できているといったような現状があらうかと思えます。

その中におきまして、令和5年3月に策定いたしました第四次の一般廃棄物処理基本計画の中でも、2021年度の基準で25%である資源化率を、今後、2032年、令和14年には35.5%ま

で引き上げるといったことで目標値を掲げてございます。

様々な形でリサイクルですとか資源化率を増やしていくといったことで、取組を進めているところでございます。

○吉田委員

現状が確認できました。

私ももう1回、法律のお勉強をしてから来ればよかったですけれども、なかなか難しいし、どの手法をとるか、選別も、前に手選別で行うと伺っていたのですが、自治体によっては、事務組合をつくりながら、大変高価な選別機を導入されているということも聞いているのですけれども、品川区としては、どうなのでしょう、23区はそもそも清掃が一部事務組合になっているので、その辺の難しさがあるのかなと思うのですが、できることなら、より高度な選別をして再生していただきたいと思うのですが、その辺について、方針で結構ですので、環境課で答えられる範囲でお願いします。

○中西環境課長

この法律が通りました、民間企業と連携して、一括回収して、それを再資源化するというスキームができたと聞いてございます。実際、各自治体でも、特に西のほうが多いのかなと思うのですが、そういったところで始まったというふうにも聞いてございます。

ただ、それで回収できるものというのが、プラスチック100%のものだけであったりとか、なかなか、それで今のこのものが解決できるかというところがございますので、そういった他自治体の事例を見ながら、清掃事務所とも連携しながら、研究してまいりたいと思います。

○大倉委員長

ほかにございますか。

○鈴木委員

プラスチックの回収だったりとか、マイボトル用給水機の設置だったりとかということで、様々取組が進んでいるなど改めて思いました。しかし、まだまだプラスチックというのが私たちの生活の中のあらゆるところで使われているという状況の中で、特にペットボトルがすごく多いというところは、まだまだこれからも、私たち自身も意識的に減らすというか使わないという啓発とともに、減らせる対策というところでも取り組んでいかなければならないかなと思っているのですけれども、国会での議論とかも見てみましたら、プラスチックの資源ごみとして回収されるものが94%ということで書かれていたのですが、かなり回収されるということになってきたようなのですけれども、それでもペットボトルの生産というのが、1997年のときは22万トンだったのが、2011年のときには60万トンに増えて、その後もずっと60万トン前後が続いているというところで書かれていたので、これは、2000年前に比べたら3倍ぐらいに増えてしまったまま、ずっと続いているということなので、回収すればいいというものではないのだなという思いがしているのですけれども、そこら辺のところは区としてどう思われているのか。

60万トン生産されて94%ということだと、25億本が回収されないということで書かれていたのです。そういうところでは、まだまだペットボトルの生産そのものを減らしていくという取組が必要なのではないかなと思うのですけれども、そこら辺の認識というか考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それと、その中でもペットボトルのキャップのところはすごく有害というところが書かれていまして、この有害性というのが、いろいろなところのいろいろな先生が論文を出していて、国会の中では、それ

がWHOも認めるような知見にはなっていないのだみたいなことでの答弁もあったのですが、内分泌攪乱の化学物質、環境ホルモンがペットボトルのキャップの全てに出たということが書かれていたのですが、そういう中で、発がん性だったりとか、変異原性だったりとか、生殖毒性だったりとか、人の健康にも影響を及ぼすというところで、また、なかなか分解しにくい、それから生物の中に蓄積していくだったりとかということで、環境にも本当に影響を及ぼす物質というところが議論の中で指摘されていたのですが、そこら辺の危険性についてと、生産がそれだけ減らないという状況に対して、区としての認識も伺えたらと思います。

○中西環境課長

もしかしたらまとまってしまうご答弁になるかもしれませんが、ペットボトル自体、増えているという現状は認識してございます。ただ、そういった中でも、飲料メーカーのほうでも、PET to PET、100%の再資源化というか再利用といったことも今取組が始まっていると聞いてございますので、そういった部分でも私どもがどう関われるかというところは検討してまいりたいと思いますし、あとは、委員おっしゃるとおりで、回収率が94%、100%回収ではなくて、ごみになっている部分があると。そういったところでは、例えば先ほど申し上げました、我々のマイボトル用給水機ですとか、マイボトルを持っていただく、できる限りマイボトルを活用いただくという行動変容ですね、そういったものに我々としては取り組んでいきたいなと考えているところでございます。

それから、ペットボトルキャップに関しましても、今、様々、ペットボトルキャップの協会のほうで回収をして、ペレット化して、例えば植木鉢にするですとか、そういったものに変えるという技術もいろいろ出てきてございます。どういったものが環境負荷に対してより優れているものか、そういったものに関して我々もまだまだ研究していかなければならないと考えているところでございます。

○鈴木委員

そういうふうに回収して何かに使うというリサイクルというよりは、それそのものが毒性のものなのだとするところはどう認識されているかなと思うのです。そういうものを啓発の中でも知らせていくのが必要なのではないかなと。そういうところで、やはりそれぞれが使わないようにするということが一つは必要なのではないかなと思うのですけれども、区民への啓発という点でも、毒性というところについても啓発することが必要なのではないかなと思ったのですが、それはいかがでしょうかということですね。

それから、例えばフィンランドとかでは、ペットボトルの自動回収返金機というものがあって、法律でもそういうふうに決められていて、設置が義務づけられていて、そこに入れると三十数円返ってくるということで、ほぼ100%回収できているという仕組みをとっているということも質疑の中では言われていたのですが、回収してくということとともに、大量生産・大量消費ということをやめさせていく、そういうところでの取組が必要なのではないかなと思うのですが、その点も伺いたいと思います。

それから、区としてできることというところでは、例えば自販機とかも、ペットボトルの自販機はなるべくやめていくとか、そういう取組も、これだけプラスチックが人体にとっても害になるのだというところがどんどん研究されて明らかになってきているところなので、それは必要なのではないかなと思うのですが、区で様々取組をされているのですが、さらにもう一歩進めて、大量生産・大量消費をやめさせていくというところにつながるような取組がもうちょっとできないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○中西環境課長

まず、危険性等の啓発といったところでございます。そういった危険性、それから、そもそものところでは、CO₂排出量ということで、我々、啓発のほうしてございます。こういった伝え方ができるかといったところに関しては、すみません、今後検討させていただければと思います。

それから、フィンランドのお話をいただきました。たしかアルミ缶とかペットボトルに0.2ユーロみたいなマークがついていて、そのマークがついているものだとお金が返ってくるという仕組みだったかなと思ってございます。自治体でできることなのか、もっと広域的にやる話なのかというところも含めて、この辺りの事例は研究させていただきたいと思います。

回収に関しては、現在、大型のスーパーですと、入り口のところにいろいろな資源の回収ボックスを設けていただいているところもございまして、そういったものが今後増やせる仕組みを我々のほうでも支援できるかといったところは、目を配ってまいりたいと思ってございます。

それから、自販機でペットボトルの販売をやめてはというお話でございまして。実際、エコルとごしの自販機には、今、ペットボトルを置かない形で、全て缶だけのものが入ってございます。ただ一方で、いただくご意見として、お子さん用にちょっと飲みたいジュースとか、ああいったものが今、ペットボトル製品しかなかなくて、そういったものはないのですかというお尋ねをかなりいただいております。今、エコルとごしでは、自販機ではないのですが、事務所に缶のジュースを用意しまして、ジュースが欲しい方にはそれを販売するという形をとってございます。

ニーズの部分ということで、自動販売機のメーカーもそれだとなかなか置きづらいというようなお話も聞いたことがございますので、その辺も含めながら、どういう形がとれるか、研究してまいりたいと思います。

○鈴木委員

アルミ缶というのもあると思うのです。ペットボトルではなくてアルミ缶で、アルミ缶はアルミ缶がアルミ缶になるということになっていくので、蓋が閉まるということにも、そういう形でも応えられるのかなという思いがするのですけれども、とにかく生産者責任をもっと追及するというのが、日本はそれがすごく弱いので、そここのところ、デポジットが幾ら戻ってくるというのも全部生産者が負担すると。区が負担してそれをやるというのは、ちょっとそういうわけにはいかないのではないかなと私は思うので、それは国の法律としてそういうのを求めて、国が生産者責任をしっかりと生産者に負わせていく。そしてデポジットが幾ら戻ってくるというのは生産者がもちろん出すということで、生産者責任を負わせていくということが必要なのではないかなと思います。

大本は、国のちょっと遅れた、この点でも遅れた部分だと思っておりますので、ぜひこういう方向はどんどん推進していくべきだと思いますし、また、区として取り組むことができるものは、もう様々取組を進めていただいておりますけれども、さらにできることはやっていただきたいと思います。

○大倉委員長

ほかにご発言はございますか。

○吉田委員

すみません、1個聞き忘れました。先ほどの鈴木委員のご発言にあった、有害なところで、以前、文教委員会にいたときに、校庭の人工芝のことの陳情のときにお聞きしたのですけれども、所管が違うかもと言われたので、文教委員会でないならここかなと思って、お聞きします。

有害性について、多分それはノニルフェノールのことだと思いますが、生物でいえば、雄の精子を減

少させる働きがある物質だと理解をしていて、それを私が知ったのは、東京農工大学の高田秀重先生がそうおっしゃっていたので、私はそう信じて言うわけですが、それに対する反論はありますか、どなたか反論する所見をお持ちですかと聞いたら、これは文教委員会の所管とあれが違うからとおっしゃられて、雄の精子の減少といったら文教委員会マターではないのかと思ったのですが、どうも違うようです。そのことについての認識はどうかと思います。

この陳情の中でも人工芝のことが取り上げられていて、校庭だけでなく、様々なところで人工芝が使われています。それを品川区が容認していくということは、そこに含まれている環境ホルモン、ノニルフェノールが空気中に、特に人工芝で男の子が転げ回っていくということは、それが自然に体内に取り入れられるということなので、それを容認しているということにつながるのではないかなと思って伺ったのですが、その辺についての所見とかはお持ちでしょうか。よかったら伺いたいと思います。

○中西環境課長

人工芝の成分といったところに関しては、委員おっしゃるとおりで、UV328とかノニルフェノールといったもの、それからゴム製チップのところでは発がん性ということが言われていることは、私どものほうでも認識してございます。

環境課としてお答えできる範囲としては、学校の人工芝はなるべく海洋に流入しないような、充填剤がこぼれ落ちないような製品を活用していると聞いてございます。環境課としましては、先ほど申し上げました紙製人工芝、これも昨年の1月からですか、今年の1月からですか、企業と連携しまして、まだ実証段階と聞いていますが、屋内でしか使えず、まだ屋外で使えるレベルではないとは聞いておりますが、そういったものをエコルとごしで周知していくことで、できればもう少し拡大できないかなということをおのほうでは少し考えているところでございますが、そういった安全な製品というものがエコルとごしを通じながら周知していく、啓発していくといったことが我々の責務かなと考えてございます。

○吉田委員

紙製人工芝については、この間、エコルフェスに参加したときに、その子どもたちが遊ぶスペースで使われていましたし、それから、あのオープンな、本とかも掲示されているところに、紙製の人工芝が触れるような感じで置いてありました。ただ、多分、この上で元気な小学生、中学生が走り回ったら、一発で摩滅してしまうかなと思いましたので、でも、認識はあるのだなということが確認できて、はっきり言ってとてもうれしかったです。ですので、今のご答弁だと、これから研究していくということだったので、ぜひそれは進めていただきたいなと思います。

これは本当に、皆さん大げさと思われるかもしれないけれども、人類がだんだん子どもができにくくなっているというのは現実にありますし、少子化対策の根本的なところにもつながるかなと思っておりますので、ぜひその辺は認識を持って進めていっていただきたいと思います。

ここで民間調査機関が行った調査というのが、エコルとごしにもそれが、要するにピリカですよね、ピリカの調査によれば、こういうことがあってというのがあって、環境課のほうでは認識があるということが確認できてよかったと思うのですが、ぜひその辺の研究は進めていっていただいて、これからの、品川区だけではなくて、日本中の人口減少にも影響があるところだと思いますので、しっかり研究を進めていっていただきたいと思います。これは要望にとどめます。

○大倉委員長

ほかにご発言はございますか。

○須貝委員

今回のマイクロプラスチック及びナノプラスチック発生が環境に与える影響について規制を求める陳情、これは品川区においてなのですが、今現在、容器を製造している企業、また、販売等で使用している企業、民間企業も環境にはかなり努力していると私は思います。各企業は、ユーザーの使い勝手や、それから販売価格を上げないように、そういう状況、消費の状況を見ながら様々取り組んでいます、なかなか進まない中で、徐々にストローとかスプーンとかフォークをプラスチックから変えていくようにやっている努力は見られると私は思います。

品川区においてもその中で、根本は企業なので、それを品川区においてどこまでやるのだというのはおのずと限界があると思いますが、品川区でもこれだけ周知に努めているという状況を見ると、私はそれはそれで今後も続けて行ってほしい、ですが、やはり元は、国の取組が第一だと思うのです。国がきちんと法規制なり、各企業を支援するなり、何かをしていかない限り、なかなか進むということは難しいかなと思います。

先ほどいろいろお話がありましたが、日本全体から見ても、世界全体から見ても、日本は環境に対する考え方はかなり、ヨーロッパまでいかないにしろ、進んでいるようには見られます。最近海外に行かれた方にお話を聞いたら、シンガポールではプラスチックも燃えるごみも一緒に処分しているそうです。それで、インドにおいてはもうまちの中にごみが散乱している状況で、日本はこれだけきれいな町並み、きれいなまちの環境をつくって、さらに分別して、努力して少しずつ進めている中で、では世界はどんなのだと見たら、ほとんど進んでいないところがたくさんある中で、日本においてどうだとか、品川区において規制しろというお話ですけれども、それはちょっと行き過ぎではないかなと思います。

やっていないならば別ですが、それぞれ努力してやっている中で、品川区でできることはおのずと限られると思いますので、今回、この陳情はありますけれども、要望は要望でいいのですが、ちょっと趣旨として違うような気がいたします。意見だけ言わせていただきます。

○大倉委員長

ほかにご発言はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大倉委員長

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和6年陳情第29号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

結論を出すで、不採択でお願いいたします。

先ほど須貝委員もおっしゃっていましたがけれども、陳情の趣旨の発生させないでくださいというのは、区がどうかというお話ではない部分においても、私も、国と言ったらあれですけれども、企業がやるというより、個人でどう節約していくとかかという努力では実際追いつかないと思っています。だからこそ品川区は、環境基本計画を改定して、プラスチックの循環・リサイクルをしっかりとしていこうというところにもすごく力を入れて、マイボトル用給水機も拡充していく、また、エコルとごしの環境教育を含めて、紙製の人工芝、こういったものに力を入れているということは大変評価していますので、引き続きこれからもしっかりと周知啓発、私たちも努力していきますけれども、一緒にやっていけたら

と思います。

○塚本委員

本日結論を出すので、結論は不採択でお願いいたします。

今、種々発言があったところとかぶるところもありますが、マイクロプラスチックが環境に悪影響を与えているということは私も認識していますけれども、品川区としてはご説明があったとおりの使用の抑制とか、あるいはリサイクルですね、それから新しい素材なんかも研究して、いろいろ取り込もうとされている。区としてできることは今本当にやっていただいていると承知しております。

そういった中で、本陳情は、いわゆる使用の制限、それから生産の規制というような次元になっておりますので、これはやはり区の話ではないという認識なので、不採択でお願いいたします。

○吉田委員

本日結論を出すということで、私、ずっとこの運動をしてまいりましたので、個人的には本当に思いは同じなのですが、会派でいろいろ議論した中で、皆さんがおっしゃったような形で、区ができることはしっかりやっていくという前提で、本来であればやはり国がやっていく。

さっき言い忘れましたけれども、生活者ネットワークの中では、発言するときは、製造者責任を自治体としてしっかり求めるべきということをおっしゃって、さっき言い忘れましたので、それは品川区としてもしっかり求めていただきたいと思います。

そういう品川区としてできることは進められているということが確認できましたので、このたびの陳情については、不採択とさせていただきます。

○鈴木委員

結論を出すということで、趣旨採択でお願いしたいと思います。

国のほうが有害物質に対しても規制すべきだと私は思いますし、生産者責任をしっかりと負わせていく、そういう仕組みをつくるべきだと思います。それで、品川区としてもかなり様々な取組が進められておりますし、国がやることと同時に、一人一人が意識を持つということがやはり本当に大事なことだと思いますので、区としてできる意識啓発というところでは、これからも取り組んでいただきたいと思いますし、また、ペットボトルの自販機とかも少なくしていくということも、引き続き区としてできるところも取り組んでいただきたいと思います。

有害なマイクロプラスチック、ナノプラスチックを発生させないでくださいという、そういう社会に進んでいくことが求められていると思いますので、趣旨採択でお願いします。

○須貝委員

本日結論を出すということと、不採択でお願いいたします。

先ほども申し上げましたが、プラスチックの発生を抑制することの努力を続けるということはやはり今後も必要だと私は考えております。ただし、区に規制を求めるのではなく、やはり国にしっかり対応を求めていくべきだと思います。

そのために、今回、不採択ということで述べさせていただきます。

○大倉委員長

それでは、本陳情については、結論を出すとのことのご意見でまとまったようでございます。そのような取扱いでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○大倉委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については挙手により採決を行います。

それでは、令和6年陳情第29号、品川区においてマイクロプラスチック及びナノプラスチック発生が環境に与える影響について規制を求める陳情を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を趣旨採択とすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○大倉委員長

賛成者少数でございます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

環境課長はここでご退席いただいて結構です。ありがとうございました。

1 特定事件調査

防災に関すること

○大倉委員長

それでは、予定表1の特定事件調査を議題に供します。

本日は、「防災に関すること」について取り上げます。

まず理事者より、避難所全般に関連し、避難所運営や生活TKB、女性への支援、相談窓口、ペット等に関連する内容についてご説明をいただきます。その後に、委員の皆様にはご意見・ご提案等いただいて、活発な議論をしていければと考えております。

なお、在宅避難については、今後調査項目として取り上げております。

それでは、理事者よりご説明願います。

○平原防災課長

それでは私からは、「防災に関すること」のうち、本日は避難所につきましてご説明させていただきたいと思っております。

お手元に配付のA3横の資料、防災に関すること（避難所）と題しました資料の1枚目をご覧ください。まず資料左上、1、避難の考え方でございます。そもそも避難というものでございますけれども、その字のごとく、難を避けるというものでありまして、新型コロナウイルス感染症の流行時には、感染症のリスクを負ってまで避難所に必ず行かなければならないというのではなく、自宅や知人宅などでの避難が可能であれば、そこでの避難を推奨してまいりました。現在も、可能であれば在宅避難を推奨しているところでございます。また、避難所におきましては、健康管理、衛生管理、要配慮者への対応など、共同生活という点から、様々な面での環境整備を平常時から行っていく必要があるものでございます。

資料、その下、2、避難所開設・運営をご覧ください。資料では、震災時と風水害時における避難の流れを記載させていただきました。まずは上の部分、震災でございます。赤いほうの部分でございます。避難の流れの下に記載させていただきましたとおり、地震というものは突然発生するために、事前の被害回避行動がとれるものではございません。このため、避難の流れにつきましても、地震という事象が発生した後に行う行動ということになります。横に書いてある表の一番左、Aのところ、地震が発生いたしましたら、まず身を守る行動をとることが重要です。その後に周りの状況を確認していただき、自

宅が安全であれば、そのままとどまっていたことが可能でございます。

しかしながら、自宅に損壊がある場合には、安全な場所での一時的な避難を行っていただく必要がございます。この際、町会・自治会ごとに指定しております一時集合場所がございますので、この一時集合場所や近隣の安全な場所で一時的に様子を見ていただき、地域でまとまって避難所に避難するという流れになります。

一方、その下の風水害、今度は青いほうの表でございますけれども、こちらにつきましては、避難の考え方が震災のときとは異なりまして、あらかじめ得ている情報、これは例えば天気予報とか台風接近情報とか、そういうあらかじめ得ている情報を基に、事前の行動をとることが基本となっております。

そして、フローのBのところ、赤枠の警戒レベル3（高齢者等避難）などの避難情報の発令が区からありましたら、指定された避難場所に避難いただくこととなっております。その後、例えば大雨などの気象事象の緩和により避難場所は閉鎖していくこととなりますけれども、仮に自宅に被害が発生し居住できないような場合になってしまったときには、状況に応じて避難所を開設して対応してまいります。

今、避難の流れの説明の中で、避難所、避難場所、一時集合場所などお伝えさせていただきましたが、それぞれがどのようなものかといったところを資料右側、3のところにもまとめさせていただきました。

まずは、区民避難所でございます。これは、災害によりまして自宅に被害が発生し居住できなくなった方を受け入れる施設で、区では、区立の小中学校・義務教育学校など52か所を指定しております。

2つ目は、補完避難所です。補完避難所は、指定された区民避難所の受入れ者数がいっぱいになった際に順次開設するもので、都立学校などとの間の災害時協力協定により確保している施設でございます。

3つ目は、福祉避難所です。福祉避難所は、避難行動要支援者のうち、あらかじめ指定した方を受け入れる施設です。以前は、まずは区民避難所に避難し、そこでの避難生活が難しい方を福祉避難所に移送するという段階別の避難というルールになっておりましたが、令和3年度の災害対策基本法の改正によりまして、あらかじめ指定している方は、指定された福祉避難所に直接避難することとされたところでございます。

今までの3つが、いわゆる避難所でございます。

4つ目は、一時集合場所です。これは、大きな地震が発生した際に避難を行うような場合、防災区民組織単位で一時的に集まる場所で、近隣の公園や区民避難所の前などを指定しております。

その次が、広域避難場所です。これは、大規模な震災時に発生した延焼火災から身を守るために東京都が指定している広場などでありまして、品川区に関係するものとしましては、10か所が指定されております。

6つ目は、自主避難施設です。自主避難施設は、強い地震が発生したけれども自宅に大きな被害はない、あるいは、これから強い台風が東京に接近するというようなときに、自宅での滞在に不安を感じる方を受け入れる施設で、区内で15か所を指定しております。

最後は、避難場所です。これは、災害による被害が発生する前に、区が発令する避難情報に応じて開設するものです。区では、目黒川・多摩川氾濫、高潮、土砂災害に対応した避難場所を指定しております。

なお、今説明させていただきましたもののうち、区民避難所につきましては、従来、どのタイミングで開設するのかというところが不明確であったため、令和6年2月に行いました品川区地域防災計画の

大規模修正におきまして、震度6弱以上の際には、従来どおり、防災区民組織の皆様による避難所運営により開設、一方、震度5弱・5強の際には、家屋倒壊などの被害発生の可能性は低いけれども自宅での滞在に不安を覚える方がいらっしゃるという可能性があることから、区職員により自主避難施設として開設するとしたところでございます。

なお、風水害時の自主避難施設や避難場所につきましては、全て区職員により開設・運営することとしております。

続きまして、次のページ左上、4、区民避難所における避難生活環境の改善をご覧ください。先ほど避難所TKBというお話がございましたが、こちらがこれに該当するものでございます。

まず、(1) 避難生活環境の改善でございますが、区では、避難所において必要となる物資の備蓄を進めてきたところでございますが、水や食料、携帯トイレなどの基本的な物資だけではなく、間仕切りなどの生活環境を改善するための物資の備蓄や、事業者からの協力による確保を進めているところでございます。

続きまして、(2) の女性視点でございますが、避難所生活において必要となる授乳室や専用の更衣室などを確保することを、平成30年に作成しました避難所運営マニュアル(品川区標準版)に盛り込みまして、各避難所連絡会議でお示ししているところでございます。これに加え、女性に配慮した物資の備蓄に努めているところでございます。

続きまして、1つ空けまして、(4) 子ども視点のところについてでございますが、子どもの遊びスペースの確保についても、同じく避難所運営マニュアル(品川区標準版)に盛り込んでいるところでございます。

この一番下、(5) ペット同行避難についても同様でございますが、スペースの確保による受け入れ体制の整備について、避難所運営マニュアル(品川区標準版)に盛り込んでいるところでございますが、今後、避難時にケージなどペット用の資機材を持ち出せなかった方のための備蓄を進めてまいります。

続きまして、その下、5の福祉避難所についてでございます。先ほどご説明申し上げましたとおり、福祉避難所は、あらかじめ指定された避難行動要支援者を受け入れるための避難施設です。現在39か所の福祉避難所がございますが、想定される避難者の特性を踏まえまして、必要な物資をそれぞれ備蓄・整備しているところでございます。

次に、資料右上、6の避難行動要支援者支援についてでございます。こちらの(1)をご覧くださいますと、過去に大きな災害が発生した際、避難に困難を伴う高齢者が多く犠牲となった事実がございます。こうしたことから、災害時に自力で避難行動をとることが困難な方に対する避難支援体制が必要となるといったところが、こちらの対策の前提でございます。

このため、まずは具体的にどなたが避難行動要支援者かを把握するため、避難行動要支援者名簿を作成することとされておりまして、令和5年度は1万1,193名の方を品川区で登録しております。また、これらの方のうち、5,231名につきましては、ご本人の同意が得られ、それらの名簿情報を防災区民組織や消防署などの避難支援関係者に提供しているところでございます。

なお、こちらにつきましては、令和3年度に災害対策基本法が改正されまして、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成することが努力義務とされたところです。区では現在、個別避難計画の作成を進めておりまして、高齢者の要介護認定を受けている方につきましては、これまで9,790件の計画原案を作成し、そのうち5,788件につきましては、本計画に移行できております。また、障害のあ

る方につきましては、これまで525件の計画を作成し、今年度はさらに100件程度の作成ができればと考えているところでございます。区では、これら一人一人について定めた計画により、災害時の避難支援を行うべく、体制を整備しております。

また、こちらの(3)に記載させていただきましたとおり、災害時の避難支援に大きな力となる防災区民組織の方と、避難行動要支援者を普段からよく知る福祉関係者とで検討会を実施するなど、連携を進めているところでございます。

これまでご説明させていただきましたのが、避難生活の拠点としての避難所のお話でございます。他方、避難所というものは、地域の方の情報拠点や物資拠点としての役割もでございます。

続きまして、その下の7のところでは、情報拠点としての避難所の機能のうち、相談体制について記載させていただきました。避難所では、発災直後などには安否情報などの情報が伝達されてまいります。時間の経過とともに、生活再建に向けた情報が中心となってまいります。この際、避難所も活用して相談を受け付けることを考えております。その場合には、被災者台帳を活用し、支援が漏れ落ちることのないよう、災害ケースマネジメントによる情報提供や支援を行い、それに当たりましては、東京都行政書士会品川支部や東京三弁護士会など専門家のご協力を得て、実施することとしております。

最後ですが、8の物資拠点としての区民避難所でございます。区民避難所には、避難所避難者のための物資を備蓄しているところでございますが、それが不足した際には、地域内輸送拠点から、国や都などからの支援物資を輸送して補充することとしております。この輸送に当たりましては、避難所避難者の補充だけでなく、後日ご説明させていただきます予定でございますが、在宅避難者に向けた支援物資も集積させまして、区民避難所を拠点に支援を行っていくこととしております。

大変長くなり申し訳ございません。私からの説明は以上でございます。

○大倉委員長

説明が終わりました。

それでは、本件につきましてご質疑等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

○まつざわ委員

ご説明ありがとうございます。非常に細かく、よくできているなという印象ですけれども、2つぐらい質問させてください。

例えば避難所で、風水害時、自主避難施設15か所でしたか、今やられていますよね。それを全部、行政、品川区のほうでやっていたらということは大変感謝しているのですけれども、そもそも私、自主避難施設は、議員になり始めだから7年ぐらい前ですか、城南第二小学校の会の方たちが、台風すごいつきに実際集まったと。そうしたら、地域で集まることはありませんよというので解散させられて、解散してしまって、そもそも風水害のときに何も無いのですかというのから始まって、ようやくこういう風水害にも考え方を持っていて、それが今、区で全部やってもらいますけれども、例えばこの先、風水害における自主避難施設というのは、あくまでも区が前提でやっただけのことになっていくのか、例えばうちは文庫の森があるので、文庫の近くの倒木が怖いというので、移動したいという高齢の方が結構多いのです。でも、自主避難施設は豊葉の杜学園なのです。そうすると、あそこまで歩いては行けないのですよね。消防団で軽で走っていても、運んでくれというのですけれども、消防団は人を運ぶというのは、してはいけないわけではないのでしょうかけれども、管轄的にはなかなかそういうのは、消防団がどこまでできるかというのはすごく難しく、できたら戸越小学校でできるのが一番いいのですが、それを区に任せるのではなくて、例えばもしやれるという町会・自治会があるの

だったら、そこはそういうところに任せてもいいのかなと思っていますので、自主避難施設のこれからの方向性というか考え方を聞きたいのが1点と、あと、避難所で、例えば簡易ベッドなんかも協定を締結しますよね。ああいうのは、要は協定内容を聞きたいのですが、なぜかという、例えば地震、災害があったときは、結んでいますから来るのは絶対だと思うのですが、訓練はすごく大事ですが、訓練の中に簡易ベッドの例えば導入というのはいないわけではないですか。そういうものを協定の中に、例えば訓練するときは協力してねとか、そういった何か記載はあるのかなというのがちょっとした疑問で、すみません、2つ。

○平原防災課長

まず、自主避難施設のお話でございますけれども、15か所、こちらのほう、区で運営するというものは、特に風水害時のことを考えていただければと思いますが、委員ご指摘のとおり、台風でこれまではそういった準備ができていなかったところ、令和元年の台風の際にそういったところを開始させていただいたところでございますが、自主避難施設は、台風が接近する前、理想といたしましては、まだ天気が非常にいいときに開設させていただいて、あらかじめ避難していただきたいということでございますので、まだまだ、ちょっと距離はあるかもしれないのですが、例えば倒木が既に発生しているとか、そういったところではない段階でまず開設させていただきたいと思っております。

実際に倒木等が発生するような強風が吹き始めるようなときには、避難発令という形で、避難場所を、15か所も含めてでございますが、開設させていただくことになりまして、箇所数は増えてまいります。なので、全てが、委員のところできくと豊葉の杜学園という形ではなくて、周辺にまだ幾つかという形で増えてまいります。

あと、防災区民組織、町会の皆様にお任せしてはということなのですが、開設に当たりましては、緊急的な初動が必要となってまいりますので、避難発令を発令した際にすぐに開いていく必要がある関係から、区の職員が機動的に対応するというようにしておりますけれども、もちろん実際には、特に運営部分なのですが、地域の皆様のご協力を得ながら進めていくことが重要かなと思っておりますので、そういったところはしっかりと連携させていただければと思っております。

続きまして、協定の部分でございますけれども、現在、協定には、訓練に参加してほしいというような一条項が入っておりますので、そういったところを基礎といたしましてやっております。実際に段ボールベッド等の協定につきましても、区内一斉防災訓練の避難所の部分に参加いただいているというような実績もあるところでございます。

○まつざわ委員

ありがとうございます。協定のことは分かりましたので、多分あまり全体でやっていない、部分部分でしょうけれども、うまく回してもらって、全体のバランスを考えていただければと思うのと、あと、不勉強ですみません、増えていくのですね。増えていくのも、結局それは職員が皆さんやられるということですよ。そうすると、例えば非常事態だといったときに、職員が集まるのも大変でしょうし、そこからまた設置していくのも相当大変かなと思っておりますので、例えば、日々、そういったところもある程度想定して、例えばこういうところで大変になってしまったら、町会の方、助けてくれませんかというのは、あらかじめお願いしてしまってもいいのかなと思うのですが、そこら辺だけ、お願いします。

○平原防災課長

今ご質問のところは、恐らく避難場所の話になるかなと思いますけれども、避難場所の場合には、実

際に開設する際には、既に危険事象が発生するおそれがあるような状況で開設することになりますので、一義的には区の職員の応急活動という形で、私ども自身も当然のことながら安全確保をしながら、緊急的に、機動的に対応させていただくということを考えているところなのですけれども、先ほどの繰り返しになりますが、我々、動員計画を立てて、区の職員が直ちに参集できる体制をつくっておりますので、そういう中でやらせていただきますけれども、地域の方々のご協力という点では、非常に重要なことと思っておりますので、風水害の対応といったところにつきましても、地域の皆様に丁寧に説明してまいりたいと考えてございます。

○大倉委員長

ほかにありますか。

○えのした委員

様々ご説明ありがとうございます。私からは2点ほど。

まず、3番の避難所で、区民避難所が52か所ということで、私も以前、ネットのほうで全て拝見させていただいたのですけれども、地元の荏原地区はスクエア荏原が避難所になっていまして、ほか、品川区内というと学校が主な避難所になっていると思うのですが、場所がちょっと特殊というか、普段、区民以外の方も利用される施設ですので、3町会にわたって避難所開設訓練をして、私も防災区民組織の1人として参加しているのですけれども、学校ですと、お子さんですとか、もちろん先生もいらっしゃるの、万が一平日の使用しているときに発災ということがあっても、避難所として開設するのに、マニュアルではないですが、学校側も理解していますし、地域の方も理解していると思うのですけれども、私たちが毎年そういった訓練はするのですが、万が一、平時に、それだけ利用の方が多い施設で避難所を開設しなくてはいけないとなりますと、やはり区としても力を入れて、マニュアルですとか、いろいろな角度からお考えをいただければなと思っております。

あと、もう1点、4、区民避難所における避難生活環境の改善ということで、私、これも地元の町会で今年の2月に行われた防災訓練のときに、(1)避難生活環境の改善ということで、こういうテントスペースとか、すごくいい取組だなと思いました。

ただ、(3)要配慮者の支援のところ、自動ラップ式ポータブルトイレがあって、すみません、私、これ、当日かなり人が多かったの、実際に体験することはできなかったのですが、拝見させていただいたときに、結構難しいなというふうに、最新で、その後ネットでも見たのですけれども、電熱を使ってラップをするので臭いだとかもないということで、当日も液体と凝固剤みたいなものを使ったテストみたいなことをして、なるほど、すごく最新のものだと思ったのですが、やはり見ている方たちも、利用というか使い方が分かりづらいなというのがあって、私、これは避難所に来た方全員が使うのかなと思っていたので、幾ら最新でも、催したときに、列があって、これを使うのは大変だなと思っていたのですが、これは要配慮者用という理解で、すみません、私、今日伺ったのですが、その確認と、今後こういったものを、以前、まつざわ委員と塚本委員からも一般質問で、トイレトラック、トレーラーの件で質問がありましたが、そのときに両会派で勉強会をしたときに、助けあいジャパンの事務局長の方から、携帯トイレも配布したり、こういったポータブルトイレもあるけれども、実際に使ったことはありますかと言われて、私もはっとして、自分でそれを使ったことはないのです。買ったことはあるのですけれども。だから、2泊3日のトレーニングキャンプみたいなものにその方が行かれたときに、自分の排せつ物をそういった携帯のトイレとかでしたときに、私、1日でギブアップしてしまったのですとおっしゃっていて、なるほどなど。幾ら発災のときに、緊急だから、もう催しているからといって、

そういうものがあっても、そこにするというのはなかなか大変なことなのだなと感じまして、すみません、まだ私も時間がなくて実際に自分では試せていないのですけれども、こういった最新のものがあっても、なかなか使うというのがそのときにならないとできないので、これからこれをどう啓発ですとか、訓練をこれだけですとか、映像で使用方法を周知啓発していくというのがあれば、お聞かせ願えればと思います。

○平原防災課長

2点ご質問いただきましたもののうち、私のほうからは避難所につきましてお答えさせていただきたいと思います。

委員ご指摘のとおり、スクエア荏原は集客施設ということで、平日、特に利用者が多くいらっしゃるということが考えられます。ただ一方で、例えば学校も同じく平日にはお子様がいらっしゃるということで、避難者以外の方がいるということは当然前提となってくるところでございます。

そういった中で、例えば学校でしたら、学校教職員の役割といたしまして、いらっしゃる子どもの保護、それから保護者に対する引渡しといったところが役割になりますし、スクエア荏原のような集客施設の利用者につきましては、そちらに入っている事業者もしくは運営している区の職員が利用者保護に当たるという形で、災害対応とは別のような観点でさせていただいているところでございます。区では、そういった方々との調整をつけながら、利用できるスペースを避難所として使っていくという形になってございます。

ですので、利用状況によっては、当初予定していた避難スペースが使えずに、かなり早い段階から補完避難所ということも考えられるという形なので、地域一体として避難体制というものを考えているところでございます。

○羽鳥防災体制整備担当課長

私からは、自動ラップ式ポータブルトイレについてご回答させていただきます。

こちらは、今、各避難所に4台ずつ備蓄させていただいているもので、委員からご説明があったとおり、携帯トイレ、簡易トイレという形で、座面とセットのものでございます。リモコンがついておりまして、そのリモコンを押すことによって自動で圧着してということで、衛生面でも優れているものでございます。ただリモコンを押すだけで全て処理ができますので、要配慮者の方でも使いやすいということで、特に要配慮者の方専用ということではないのですけれども、そういった特徴のあるトイレになってございます。

委員からもお話がありましたけれども、やはり使い方が難しいということで、説明を受ければ分かっていたのですが、なかなか難しいというところは利用者の声ということで職員も把握しているところでございます。そちら、メーカーのほうにしっかりとその声は伝えてございます。防災課としても、使い方ですね、仕様書というのも備蓄しているものと一緒に各学校に用意してございますので、そういった形で、また使いやすいもの、これから様々新しい商品も出てくると思いますので、そういった形で皆さんが使いやすいように対応していきたいと考えてございます。

○えのした委員

ご説明ありがとうございます。避難所のほうも、自動ラップ式ポータブルトイレのほうも、これから皆さん地域の方に分かりやすくご対応していただければと思います。ありがとうございます。

○鈴木委員

本当に災害列島という感じで次々と災害が起こっているわけですが、今回の能登半島地震で、

それが教訓にどれだけ活かされているのかというのが、今、まさしく問われているのではないかなと思っています。

国のほうで出している避難所運営ガイドライン、これは令和4年4月に改定ということです。それから、災害対応力を強化する女性の視点ということで、男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン、これは令和2年5月に内閣府男女共同参画局から出されたものですが、それから品川区の避難所運営マニュアル、これは平成31年3月に品川区標準版という、ガイドラインとかマニュアルを3冊見せていただきました。

改めて、内閣府で出されている避難所運営ガイドラインですとか、女性の視点を入れた男女共同参画局から出されているガイドラインを見ると、では品川でこれが実現しているかという、まだまだしていないのではないかなと思ったのです。

そういうところで、各避難所ごとに、避難所運営マニュアルというのは全ての避難所でできているのでしょうか。あと、福祉避難所とかでもできているのでしょうか。その点を伺いたいのですが、避難所運営マニュアルというのは、内閣府から出されている令和4年の避難所運営ガイドラインですとか、男女共同参画局の女性の視点のガイドラインを踏まえたところで検討することが必要なのではないかなと思ったのです。

これを一つ一つ学習しながら、これを踏まえて、現実の災害が起こったときにどういう準備が必要なのかというところでチェックをして、それに向けた対策をとっていくと、かなり改善されていくという中身が示されているのではないかなと思ったのですけれども、そこら辺のところの、国から出されているガイドラインというのはどのように活かされているのか、その点を伺いたと思います。

そして、それをつくるに当たっては、この中でも言われているのですけれども、地域の避難所連絡会議ですか、そこで避難所運営マニュアルを検討していくことになるわけですね。区の職員の方も入られて。そこにはやはり女性の視点というのは欠かせないなと改めて思ったのですけれども、女性がなかなか入りにくいような構成になっているのではないかなと思ったのですが、そこにあえて女性を各町会から入れてくることが必要なのではないかなと思うのですけれども、そこら辺は現状どうなっているのかについても伺いたと思います。

○平原防災課長

まず、ガイドラインとの関係でございますけれども、私ども、避難所の整備をしていくに当たりましては、国からの一定の指針ということでガイドライン、同様のものは東京都からも出ておりますので、そういったところも踏まえて行いながら、我々の避難所運営マニュアル（品川区標準版）を考えたところでございます。

もちろん、今の品川区標準版は平成30年のものでございますので、それ以降、るる内容は変わってきております。なので、今年度でございますけれども、その内容の見直し作業を現在進めておりまして、その間に示されました国からの指針でありますとか、そういったところを踏まえた形で、盛り込んでまいりたいと考えているところでございます。

特に女性視点といったところでございますけれども、次のご質問にも重なる部分でございますが、女性視点の取り入れ方といったところでございますけれども、地域において入りづらいかどうかというのは、その地域の構成そのものでございますので、区からは何とも言えないところもございますが、例えば私の経験といったところでは、女性がかなり入っているような避難所連絡会議もございました。また、正直少ないなと思うところもございました。地域によって本当にまちまちでございますので、

今年見直しを進めております避難所運営マニュアル（品川区標準版）におきまして、そういう女性の、いわゆる備蓄物資的なところだけではなくて、運営側の視点といったところも強く取り入れていきたいと考えてございます。そういったところで今進めているところでございます。

○鈴木委員

ということは、避難所運営マニュアルは、品川区標準版を今年度中に作成していくと。その標準版を基にして、各地域の避難所ではその後にそれを基にしながら作成していくということであると、来年度に各地域の避難所運営マニュアルはできるような、そういうスケジュール感でいいでしょうか。

そのこのところには、これだけ男女共同参画局のほうから女性の視点を入れるということが大事ですよということで具体的にすごくたくさん出されているので、ぜひその視点を入れた形での避難所運営マニュアルを作成するという視点からも、ぜひ町会の中でもこれを作成するに当たっての検討会の中に女性を入れてもらいたいということで、区のほうからも進めていただきたいなという思いがしているのですけれども、その点も伺いたいと思います。

○平原防災課長

委員ご指摘のとおり、まず標準版を見直しさせていただきまして、それを地域に提示させていただきます。その中で、新たにどこが変わっていくのか、何をさせていただくのかというものを明確にさせていただいて、地域の中でお話をさせていただいて、その上で、地域の合意形成を踏まえまして、それぞれの避難所ごとのマニュアルがまた修正されていくという流れになりますので、そこにつきましては、ある日一斉にできるというよりは、地域の避難所ごとの話し合いを踏まえた形で変わっていくことになるのですけれども、これまで平成30年のときの避難所運営マニュアル（品川区標準版）では、提示して、これで皆様で考えてくださいといったところでございました。女性視点ということについては、一定物理的なものというのは進んだところがございますけれども、やはりペットとか、なかなか進まないところは進まないという結果になりましたので、今回は、例えば女性視点、ペット、そうした基本的なところにつきましては、議論してくださいではなく、こうしてくださいという形に変えていく方針で今考えてございます。考えていただくのではなくて、これは入れてくださいよという形で、一步踏み込んだ形にさせていただこうと思いますし、私ども防災課の職員もしっかりとそのことを地域に伝えてまいりたいと考えてございます。

○鈴木委員

それから、避難所運営マニュアルの活用の仕方なのですが、これを持っているのは、役員の方と関係する方だけしか持っていないみたいなことで書かれていたのですが、私はこれを訓練のたびにみんなが共有して、この避難所はこんな状況になっているよというところが、その避難所を活用する区民みんなが共有できるようなものに活用していただきたいと思うのですけれども、そこら辺の考え方も伺いたいと思います。

それで、前に訓練をしたとき、多分コロナがはやったときに、感染症対応としての訓練をやりましょうみたいなところで、地域で訓練をやったときがあるのですけれども、そのときも、班ごとに体育館にみんな集まって、それぞれ、今回の訓練をして、どういうことが課題と考えられるか、それをさらによく、スムーズにいかせるためにはどう改善したほうがいいのかみたいなところを、みんなで意見を出し合うような場面があったのです。

そういうことで、訓練をして、みんなで意見を出し合って、さらに運営マニュアルをバージョンアップしていくということで運営マニュアルを活用できるといいなと私は思いましたし、その避難所にどんな

設備があって、また、どんな設備が欲しいかとかというのも、みんなが意識として共有しているということがすごく大事なのではないかなと思ったのですけれども、運営マニュアルの活用の仕方についても伺いたいと思います。

○平原防災課長

各避難所ごとのマニュアルにつきましては、その中に学校の詳細な配置図でありますとか、あるいは役員の個人情報が出ている関係もございまして、あくまで開設のための、一義的には開設のマニュアルでございますので、まず役員に限定してお持ちいただいているようなものになっていると聞いております。

ただ一方で、委員ご指摘のとおり、避難所自体は広く知っていただく必要もございまして、以前から様々な方からご指摘いただいたことを踏まえまして、品川区のホームページに、各避難所の入り口につきましては、写真つきで、この入り口がこのような避難所の幕をつけて開きますといったことは一覧でお示しさせていただいたところでございます。

なお、訓練につきましては、委員ご指摘のとおり、訓練を行っただけでは単なる確認になってしまいますので、それを踏まえて、反省していく、あるいは課題を出して、何ができたのか、何はできなかったのか、話し合っていただくことが非常に重要だと思っておりますし、現在、区内一斉防災訓練を12月に行った際には、各避難所ごとに反省会みたいなものが積極的に行われていると聞いてございます。

そのような反省を踏まえまして、次の避難所のマニュアルの更新につながっていると思っておりますのでございますが、そういったところがいろいろなところで広がりを見せるようになるとか、あるいは、運営者だけではなく、多くの方が参加できるようなものとか、そういったことをご紹介させていただきながら、地域が企画する訓練がより広く拡大していくようなところで私どもも進めてまいりたいと考えてございます。

○鈴木委員

運営マニュアルの活用の仕方については、プライバシーの問題とかなんかがもし問題になるのであれば、そういうところは載せないで、まずいものがあればそれは載せないで、区民に知らせてもいいものということに限定して、役員の方が持つものと区民用みたいなことでつくってもいいのかもしれないですけれども、区民が主体的になるということがすごく大事なのではないかなと思って、実際に避難したときに、どんな状況になるのかということや想像できるようなものが必要なのではないかなと思うのです。

それなので、備蓄がどれぐらいあるのかだったりとか、女性の視点ではこういうことで配慮するようなものにしていただいたりとか、配置図なんかにしても、女性の視点でこういうものを入れただけだったりとか、そういうことが分かるようなものということがみんなの中に認識されるような、そういうものにぜひともしていただきたいなど、マニュアルそのものを、そういう形で活用できるように、それで一人一人がやはり主体的にそのことを考えられるようにということやぜひ活用できるようにしていただきたいと思っています。それはどうでしょうかということをお伺いします。

あと、具体的なところということになると、TKB、今回もそういうところが議題になっているわけですが、例えばトイレが避難所でどうなっているのかということを見たとしても、避難所運営マニュアルではよく分からないのです。これだけのトイレがありますので安心ですよ、でも、まだこれだけ足りないのです、これをこういうふうにしていきますよみたいのがなかなか見えなくて、具体的に、例えば今、小中学校のトイレも1階のところは耐震化されていると思うのです。その耐震化されたトイレ

は何基あるのか。それから、上下水道が維持されている場合はそれを使うことができるわけですよね。でも、それが断水になったりとか下水道も使えないということになったら、トイレの各ブースで簡易トイレを使用するということになるわけですよね。そういうのが、では何基トイレがあるのかということも分からないのです。

あと、それ以外にマンホールトイレが各学校にあるではないですか。でも、下水道直結型がどれくらいあるのかということも分からないのですけれども、私が避難するところは延山小学校なのですが、延山小学校では貯留式のマンホールトイレが5個あるのですけれども、全部でトイレは何基あるのか。1,000人ぐらい避難するとして、20人に1つのトイレがこれで確保されるのか、そういうところがなかなか見えないのですけれども、そこら辺のところはどうなっているのかということ伺いたいのと、それから、マンホールトイレの組立てとかということも訓練でやったことがあるのですけれども、すごく難しい感じだったのです。それで、随分前なのでうろ覚えなのですが、トイレそのものが木のトイレだったような気がするのですけれども、そこら辺のところは新しいものに変えられているのか、それとも昔のままなのか、そこら辺のチェックというのはされているのか、分かったら教えていただきたいと思います。

やはりトイレというのは一番大事だというのが、今回の一般質問の中でも、私たちも取り上げましたし、ほかの会派の方も取り上げられていましたので、トイレの問題というのは一番大事なところだと思うのですけれども、そこら辺のところはどうなっているのか伺いたいと思います。

それから、能登のところで、これは輪島の市議が書かれていたのですけれども、やはり一番困ったのは水で、トイレも水の確保ができなくて、そういう土地柄もあると思うのですが、そこに土のうを置いて水をせき止めて、それをひしゃくでバケツに汲み上げて使っていたけれども、5日目には下水管が詰まってしまったので、今度、簡易トイレに排尿・排便をして、段ボールに保管する状態で、衛生状態は最悪ということで書かれていたのですが、簡易トイレも備蓄されるようになっていきますけれども、簡易トイレは、排泄したものはどういうふうに保管することが……、1,000人分の排せつ物を保管するというのもすごく大変な状況ではないかなと思って、それを衛生的にどうやって保管できるのかなという思いがして、そこら辺のところはどういうふうになっているのかも伺えたらと思います。

○平原防災課長

いただきましたご質問のうち、私からはマニュアルの活用と、それから携帯トイレの排せつ物の避難所での保管についてお答えさせていただきます。

まず、繰り返しになりますが、マニュアルはあくまで開設運営に当たる方の初動のマニュアルという性格を持っている関係上、この避難所がこういうものですよというものを広くお伝えするというような性格のものではございません。逆に、どのような状況になるのか、被災したときにどんな感じなのか、だから何が必要なのかというものは、私どもが発行しております「しながわ防災ハンドブック」、こちらにつきましても今年度全面改訂して全戸配布させていただく予定でございますが、そういった中で、避難生活ではこういったものが必要ですよ、なのでこういった持出袋を用意しておくといいですよみたいなところで記載させていただくこととしておりますので、そういう中で、どのような避難生活になるのかということをご認識していただくというようなことになっていくと思いますので、しっかりと普及啓発させていただければと思っております。

また、すみません、ちょっと間が飛んでしまう形になりますが、携帯トイレ、避難所でございますが、携帯トイレ、使用したものににつきましては、通常のごみとは別なところに携帯トイレで使用し

たものを圧縮した形で捨てるという形にしておりまして、避難所ごみの回収につきましても、携帯トイレで出たものとそれ以外で出たものは分けて回収する形になります。通常でいきますと、避難所ごみについてはパッカー車が回ってくることになるのですが、平積み車で携帯トイレを回収していくということで、全く別な形で回収する予定となっております。

○羽鳥防災体制整備担当課長

私からは、トイレの数の問題と、マンホールトイレについてお答えさせていただきます。

まず、トイレの数ですけれども、各避難所ごとにそれぞれ数はばらつきがございますが、マンホールトイレでございましたら大体五、六か所は設置されておりますし、携帯トイレにつきましても、1,000人の避難者想定の数で避難所の倉庫に既に備蓄している状態です。不足分に関しましては周辺の災害対策備蓄倉庫等から輸送したり、本当に長期化してトイレが不足したというときには、国や都からの支援物資もそうですし、あと、協力協定を結んでいる民間の事業者から提供を受けるという体制をとっているところでございます。物流の体制もとっておりますので、そこは必要なところに必要なものをすぐ届けられるような形で、今、体制を整えているところでございます。

あと、トイレにつきましても、数も重要ですが、いかに衛生的に使うかということも重要になってきます。数がたくさんあっても、そこが衛生的に使われないとそのトイレは使えなくなりますので、そういった意味合いもありまして、今回、補正予算のほうで、衛生的に水洗トイレという形でトイレトラックなんかを要求させていただきました。これを導入することで、ほかのネットワークに参加している自治体からも支援を受けられるということで、衛生面についても対応をとっているところでございます。

また、マンホールトイレの組立てにつきましても、学校の改築時に順次新しいものに交換している状況でございます。オレンジの鉄パイプで便器が木の枠というのは古いタイプで、まだ残っているところもございます。新しく改築が済んでいるところは、そこはもっと簡単に組み立てるようなものに順次更新しておりますので、引き続き更新してまいりたいと考えております。

○鈴木委員

マンホールトイレの組立てはすごく大変だったのです。それで、組み立てたものが木の……。あと、今は全て洋式になっているのか、そこも伺いたいのと、あと、先ほど排せつ物は平積みで回収することなのですから、何日目ぐらいから回収されるのか、何日分ぐらいを保管しなければならないのか、それも伺いたいと思います。

それから、1,000人分の簡易トイレを備蓄しているということなのですから、これを見ると、5,000個と書いてあるのです。ということは、1日分ということなのではないかなと思うのですけれども、2日目からはどこからか来るという想定がされるのか、それも教えていただきたいです。

それから、トイレの数は20人に1基というのが最低基準ということで、設計基準でも言われておりますし、区のチェックシートの中にも書かれているのです。20人に1基が目安で、それが確保されているかというチェックシートにもなっているのですけれども、これは学校のトイレとかも、1,000人が避難するところであれば、マンホールトイレも入れて50基ぐらいはあるということで確保されているのか、学校のトイレがどれぐらいあるのかなと思ったときに、ちょっとよく分からなかったのですけれども、学校のトイレというのはおおよそ何基ぐらいあって、50基という、20人に1基というのは、1,000人に対してですから、学校によっては4,000人とか6,000人とかという避難者の

人数の学校もあると思うのですが、それに合わせて20人に1基というところが確保されているのか、その点も伺いたいと思います。

○平原防災課長

いただきましたご質問のうちで災害廃棄物としてのし尿処理のところについてでございますけれども、携帯トイレで回収いたしましたし尿につきましては、時間とともに固まりが強くなっていて、し尿処理が難しくなる関係もございますので、早期に回収するというのを、今、災害廃棄物処理計画でも定めているところでございます。

具体的に何日かといったところの目安は今のところ特に定めていないのですけれども、おおむね1週間ぐらい（同日後刻に「72時間後から」と答弁訂正あり）のところ通常ごみの回収を始めていくという予定でございますので、そのタイミングよりも場合によっては早く進めていかなければならなくなるのではないかと考えてございます。

○羽鳥防災体制整備担当課長

私からは、まずマンホールトイレの洋式化についてですけれども、これは、現在、旧タイプのオレンジの鉄パイプのタイプも、洋式の便座も備蓄してございます。ですので、全ての避難所で洋式の便器を用意しているところでございます。

また、携帯トイレ、各避難所に5,000回ということで、1,000人だと1日分という形になります。避難所倉庫のスペースの問題もございますので、周囲の災害対策備蓄倉庫のほうで不足分は備蓄しているところでございます。

今、9万人の避難者想定の中で、簡易トイレも含めると約20万人分の災害用トイレは確保しているような状況でございますので、数は多めに備蓄しているという状況でございます。

あと、学校のトイレの数ですけれども、個々の学校のトイレの数までは詳細は把握してございませんが、全体の数といたしましては、耐震化の済んでいないトイレを含めると、学校のトイレに3,000基以上の便器がございまして、また、マンホールトイレがそれとは別に350基ほどございます。ざっと3,400基ほど、避難所の中にトイレがあつて、それを使って、携帯トイレであれば使用できるという形になります。9万人で計算すると、現状、既存のものだけで26人に1基ということになります。これに加えまして、仮設トイレなど、そういった支援を受けつつ、必要な数を用意していくという形になります。

また、避難生活が長期化すると、避難者数もどんどん減少していくということも考えられますので、そのときそのときの状況に応じて必要な数を用意していくということで、体制をとってまいりたいと考えてございます。

○平原防災課長

すみません、1点修正させてください。先ほどの災害時の生活ごみの回収でございますけれども、1週間と申しあげましたけれども、72時間後から順次回収というようところで計画させていただいているところでございます。

○鈴木委員

72時間。1週間だったらすごい、1,000人分の1週間分はどれぐらいになるのだろうという思いがしたのですけれども、72時間でも結構大変だなと思うのですが、その保管場所はどこにするのかとか、そういうところもあらかじめ想定しておくのが必要だなと思うのです。そういうところも、細かなところまで運営マニュアルの中で検討することが必要なのではないかなと思うのです。

それから、トイレの数も、26人に1基ということだと、これはまだ設計基準を満たしていないということになるので、簡易トイレもトイレのスペースのところでやることになると思うので、そういう点では、マンホールトイレもさらに増やすということも含めて、最低20人に1基というところは確保していただきたいと思いますし、すごい人数が、6,000人とかというところもある、六千何百人の避難所もあるのですよね、学校で。品川学園だったかな。八潮とかも四千何百人とか、そういうところなども、新しいところなのでそれだけあるのかどうか分からないのですけれども、学校ごとに何基あって、それが基準を満たしているのか、満たしていなければ、それをどう設置していくのかというところまで計画を組んでいくというのは大事なのではないかなと。トイレがこれだけずっと一貫して問題になり続けていますので、そのところはぜひそういう形で確保いただきたいと思います。

具体的に一つ一つ見ていくと、すごくあるので、ちょっと大きめになってしまったのですけれども、どうしたらいいですか。

○大倉委員長

12時を過ぎておりますが、このまま継続して審議させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○鈴木委員

一旦、まだ質問したいことがあるのですけれども、ほかの方、どうぞ、していただいて、またその後でさせていただきます。

今のところで何かありましたら、ご答弁ください。

○平原防災課長

まず、マニュアルに関連するところにつきまして、私のほうでお答えさせていただきます。

捨て場所というところについてでございますけれども、各学校単位で、学校といましようか、各避難所連絡会議単位で考えていらっしゃるところは結構多くございます。そういったところを情報共有させていただきながら、そういうものが必要なのですよといったところを定められていないところをしっかり入れていきたいと思います。

また、圧縮袋がございますので、分量としては5分の1ぐらいになるような形で考えていただければと思います。

○羽鳥防災体制整備担当課長

トイレの数の確保というところでございますけれども、引き続き様々な形でトイレの確保については検討を進めてまいりたいと考えております。

○大倉委員長

改めて、12時に過ぎてしまいましたが、このまま継続して審議させていただきたいと思いますが、改めて確認ですが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○大倉委員長

ありがとうございます。では、このまま続けさせていただきたいと思いますが、

ご発言はありますでしょうか。

○須貝委員

非常に細かく、簡易トイレから、本当に細かく出されて、すごいなと思いました。

ただ、実際に大規模災害が起きて、多くの区民の方、被災された方が本当にきちんとその場所に移動

するのかなど。あるところには想定数をはるかに上回った人が集まったり、あるところは逆に少なかったり、本当にこれだけのきめ細かい配慮というか、数字を防災課で積み上げているというのは、びっくりしました。

今まで皆さんの質問を聞いていてそう思ったのですが、それで、繰り返しますけれども、避難者の方がきちんと移動できるか、移動できない方がたくさんいるというのがやはり現状なので、それで、石川県が今回、ホテルや旅館など二次避難所を確保しましたが、やはり仕事の都合や住み慣れた場所を離れたくないという思いから、被災地に残る人が目立った。また、移動できない、身体的な問題とか、様々なことがあって、そういう方も目立った。

大規模災害が起きれば、繰り返しますけれども、体育館や集会所に設ける避難所に避難者が入り切れないおそれもあるということで、せんだって国は、自宅避難者への支援策を打ち出したような、そういう意見が出たと言われています。28日の中央防災会議では、国の防災基本計画の修正案を了承し、自宅避難者を支援する拠点の設置を自治体に促したと。

報告書では、拠点の候補地として公民館や公園などを例示して、水や食料を受け取ったり、トイレを利用したりできる場所を想定しているという、国のこういうものが出たのですが、ここの3番目に避難所、避難施設とあるのですけれども、ここに私は、ちょっと考え方が変わっているのかもしれないのですが、自宅避難というところも項目に、どういう入れ方をするのが適切かどうか分からないのですが、入れておいたほうがいいのではないかなと思うのです。

きちんと計画を立てて、想定して、割り振りして、物資とかトイレの問題とか考えられていますけれども、実際に大規模災害が起きたら、やはり計算どおりにはいかないと思います。それで、前から申し上げておりますけれども、自宅に残れる人は自宅に残っていただく。やはりそのほうが楽な方も、これだけ大勢の人が住んでいらっしゃるから、私はそれはそれで尊重して対応したほうがいいのではないかと。

ただ、そういう方たちが、では物資をどうするのだ、水をどうするのだ、食べ物をどうするのだというときに、その支援体制も各自自治体でしなさいという指針が防災会議で打ち出されているならば、やはりその辺は新たに付け加えて考えたほうがいいのではないかなと思うのですが、その辺についてご見解だけお聞かせください。

○大倉委員長

須貝委員、冒頭申し上げましたように、在宅避難については、別途「防災に関すること」で取り上げることになっておりますので、そのときに改めてご発言いただければと思いますが、今、避難所についての在宅というところで分けてありますが、ご答弁できる範囲でお願いしたいと思います。

○平原防災課長

今、委員長からもございましたとおり、今後、在宅避難といったところで、在宅避難に対する具体的な支援策についてご説明させていただこうと思っております。今回、あくまで避難所という形で表題、銘打たせていただきましたので、そういった点で、冒頭の1番のところ以外は、あまり在宅避難のことを主眼で書いたものではございませんけれども、私ども、令和6年、今年の2月5日に修正いたしました品川区地域防災計画では、在宅避難というものをまず避難の基本ですという形で載せさせていただきました。ある意味、今回6月の国の防災基本計画よりも先に、在宅避難といったところを中心に考えていきますということでさせていただいたところがございますので、今後は、実際の支援策、今、庁内で誰がどのようにやっていくのかという細部を詰めているところがございますので、そういったところで

しっかりと実効性あるものにしていきたいと考えているところでございます。

○大倉委員長

ほかにご発言はございますか。

○こんの委員

避難所の運営体制について、マニュアルにも標準として載っているところですが、避難所運営会議の人たちはいわゆる地域の方だと理解しているのですが、職員の方も派遣されてくると思いますが、地域の方々とともに区の職員の方も運営に携わっていく。そうすると、運営自体の中で、今回の課題で取り上げている生活のTKBだったり、女性の支援だったり、相談窓口だったり、また、ペットのことだったり、このこと全てを避難所運営会議の方々、町会の各部署につかれる方と、区の職員とというところで、先ほどもお話が出ていましたが、地域の方でどれだけ女性の方が入ってくださるのかといったところで、おおむね入っていますというお話、区の職員はどれだけ女性の方がそれぞれの52か所に派遣されていくのか、その区の職員の方々は、多分後方支援という形で、地域の方々が運営したいことのサポートをしていると思うのですが、あらゆる視点で女性の職員の方の視点というところも非常に必要になってくると思うのです。

その辺の区の職員の女性の配置というのはどれぐらいを見込んで、職員の方も被災されてしまうので、あらかじめこれぐらいを見込んで、そのような体制がとれるかどうかは実際分からないでしょうけれども、そうした職員体制はどのように計画されているのか、その辺をまずお聞かせください。

○平原防災課長

避難所の運営体制でございますけれども、区の職員も運営に携わるというよりは、区の職員は8名から10名ほど避難所に行く動員体制になってございますが、区の災害対策本部との連絡調整と、それから避難所周辺の情報収集がメインでございますので、一義的には避難所の運営そのものには携わりません。

ただ一方で、もちろん一緒に同じ場所にいますので、お手伝い等させていただくような形になりますけれども、避難所の運営そのものについては、避難所連絡会議から移行する避難所運営会議の皆様、地域の皆様にまずは担っていただくような形となっております。

これは学校も同じものでございまして、学校の教職員も、もし平日日中の災害だったときには、お子様の保護といったところが一義的な行動となりますので、避難所の運営については地域の方々でということ、ただし、いろいろな方々で協力し合いながらというようになってございます。

そのような中で、区職員の性別でございまして、極力性別が偏らないような形で動員計画を立てているところでございますが、避難所参集職員につきましては、近隣に住まいの職員ということで考えてございますので、どうしても一部偏りが出てくる場合がございます。ただ、それでも、例えば女性が全くいませんとか、逆に男性が全くいませんとか、そういったことのないように調整させていただいて、動員計画を定めているところでございます。

○こんの委員

ありがとうございます。そのようなお考えだということを確認させていただきました。

一義的には、運営には携わらない、情報収集だといったところなのですが、その情報収集というところが、避難所の運営でどのような課題がこの避難所では起きているのか、その課題を災害対策本部につなげて、あらゆる課題の改善方法を、連携してサポート体制をつくってもらいたいという理解でいいのでしょうか。

要するに、避難所の中で起きる課題というのは、ここに今回挙げさせていただいた、トイレ問題は、トイレトレーラー、トイレトラックというところで、品川区としてもそういう方向性を一つ、今回示してくださいましたけれども、食事の面、あるいは、プライバシーを確保した形のベッド体制というか、寝る体制、あるいは、女性への支援といったところは言葉が大きくくりになっているのですが、女性と子ども、高齢者、様々な避難所の中で起きる個別の案件に対して、どこまで……、被災された中だから細かいところまでは我慢してねみたいな考え方というのはあったのですが、いや、避難、せっかく助かった命だから、災害関連死にならないように対応していくよという考え方も、地震災害の教訓として、そういったところの視点も大事にという考え方も生まれてきていますので、女性の……。 (「地震だよね」と呼ぶ者あり)

○大倉委員長

そのまま少しお待ちいただけますか。

では、そのまま。落ち着いたので。

○こんの委員

女性の視点、支援というところと、相談窓口というところで、地域の方々が運営する避難所の運営で、地域の方だけでは賄い切れない課題がたくさん出ると思うのです。なので、そこへの支援というところでの職員の動き方というのにも必要かなと考えるところなので、一義的には運営の後方支援というかサポートですよという体制ですが、いや、その考え方としてはこういった体制も必要ではないですかという、口を挟める、また、お互い意見交換のできる、そうした一緒に運営するという考え方が必要ではないかと考えるのですが、その点、いかがでしょうか。

○平原防災課長

サポートというようなものの中身でございますけれども、委員ご指摘のとおりでございます、一緒の場にいるところでございますので、全く違う役割で顔も合わせないということではございません。そういったところもございまして、避難所に参集する職員のうち、責任者となる係長につきましては、平素からの避難所連絡会議に出席を求めておりまして、かなり出席していただいていると聞いてございます。顔を合わせて、実際に運営に当たる方と、区の職員は私が来ますというような形で、顔を知っていただくというようなところから、一緒になってやっていきたいと思いますというようなところ。実際には役割分担がありながらも、その役割分担の中で、協力できるところは協力していくというようなところで、共に避難所をいいものにしていくという形になっていくかなと思います。

また、そこで出てきた課題を区につなげるということがまさにその避難所参集職員の役割でございます、例えば物資が足りなくなったといっても、それは自動的に区の災害対策本部は関知できません。区の参集職員からシステムを使った形でこの物資がこれだけ足りませんというようなことが集まってきて、それを区の災害対策本部で集約して、物資の輸送計画が立ちますので、そういったところの情報をとっていただくという意味では、区の参集職員も連絡要員でございますから、あくまでも地域の避難所の運営の方にお話を聞かないとその情報はつかめない、随時顔を合わせて、一緒になってやっていくということは、そういった意味でございます。

それから、様々な課題が出てくる中での対応といったところでございますが、例えば生活再建、これはまた後日、罹災証明といったところで詳しくご説明させていただこうと思っておりますけれども、これにつきましては、避難所参集職員ではなく、区の災害対策本部の別のグループが、順次、避難所を使いながら相談体制を拡充させていただくということを考えてございますので、あくまでも避難所参集職員を中

心とした体制でいくのは、初動期における避難所の連絡体制、それから避難所運営のサポートといったところで今考えているところでございます。

○この委員

ありがとうございます。具体的な細かい相談というところで、今、課長がお示ししてくださった課題等というのは、体制がとりやすいし、どういった具体的な相談なのかということが明確に分かるので、そうした体制はありがたいところなのですが、そのほか、これまでの震災で起きてきた、避難所の中で上がってきた相談というのは、本当に個別な相談、体のことだったり、あるいは性被害というところも、性暴力という課題もありますけれども、そうした誰にも相談ができないような、女性は女性に相談したいというような体制も必要だという、こうした報道も上がっているので、その体制づくりというところが、どこまで各避難所の、地域の会議の中で、細かく体制をとろうという意識に立っているかというところが課題に思っているところなのです。

そこで、女性の視点、女性を配置することがという言葉に、この提案につながるわけなのですが、そこら辺の各避難所の体制は、どれぐらいの体制、意識として思って具体的にその体制をとろうとしているのか。また、女性は女性に相談したい、あるいは体のこと、健康のこと、災害関連死にならないような、あらゆる細かい相談というところを、もう少し専門的に、専門的にというのは、保健師だったり、看護師だったり、あるいは助産師だったりという、こうした方々が挙げられるという報道もありますけれども、そうしたところの体制とかというもどの程度議論されているのか、現状を教えてくださいたいと思います。

○平原防災課長

お答えする前に、先ほどの地震につきましてご報告させていただいてもよろしゅうございますでしょうか。

○大倉委員長

お願いします。

○平原防災課長

先ほどの地震でございますけれども、千葉の北東部付近を震源とする地震でございます、最大震度4、庁舎震度計では2でございました。以上でございます。

続きまして、この委員のご質問へのお答えでございますけれども、女性の相談体制というところでございますと、まず、私も今、女性への配慮というような形で、女性視点の避難所運営といったところを求めているところでございますけれども、現状はそれの整備が進んでいるという段階でございます、なかなかまだまだ、それが完全な形になっているかという、そういう状況ではないと認識しております。

このため、先ほども別のところでお答えさせていただきましたけれども、新たな避難所運営マニュアルの標準版を今整備しております、その中で、こうしてくださいという形で、体制を考えていただくのではなくて、つくっていただくというような方向で考えてございまして、今後はそれを基に進めていければと考えてございます。

やはり先ほど委員からもございましたとおり、女性は女性でというようなところ、非常に大事だと思いますし、物を用意しただけではなくて、その配り方、捨て方、様々なところで女性視点が大事だということは認識してございますので、そういった方向で対応させていただければと、今、考えているところでございます。

○こんの委員

今、進めてくださっているということを確認させていただきました。

このことは、ペットの同行避難もそうですけれども、思いはあるのだけれども、具体の対策として本当にどこまで体制がとれるのかということと同じぐらいに、女性が女性に相談できる体制はどこまでとれるのかというところがあると思いますので、区主導で、やってくださいという姿勢の下にこれからは進めてくださるということですので、そうは言っても、地域の方々の体制のとれる、とれないというものもあるのは理解できますので、そこら辺を区の主導として、こうした体制を万全に備えていただきたい。要望で終わります。

○大倉委員長

ほかにご質問はありますか。

○吉田委員

質問といたしますか、要望みたいなどころなのですけれども、先ほどの6、避難行動要支援者支援についてです。一番最初に、犠牲者の過半数を65歳以上の高齢者が占めたというのがあって、そういう傾向はあるだろうと思うのですけれども、一方で、障害者団体の方たちが、障害者の犠牲が、数字の出し方としては、犠牲者の中の何%、障害者の犠牲のほうが何%多かったというような表現で、いつも訴えておられると思います。

区のほうへもそういうご意見が来ていると思います。この資料については私たち議員に示された資料ということなので、その辺も読み込むし、それから、後の個別避難計画のところでは障害者のことにも言及されておりましたので、認識はおありなのだなということは分かりましたが、こういうときに、高齢者ととともに、障害者への配慮というのが文面に何となく表れてきてしまうところもありますので、ぜひその辺について、今後の表現についてはぜひ気をつけていただきたいと思います。

それで、私も、さらにうろ覚えなのですけれども、障害者については、過去にアンケートをご家庭のほうにとられたと聞いております。状況はすごく、何年かたったらまた変わってしまうので、たしかあはれは防災課のアンケートだったと、私、予算特別委員会か決算特別委員会で質問したのですけれども、その後も何年かに1回という形で、支援の必要性とか、そういうことを保護者の方にアンケートに答えていただく形だったかなと思うのですが、その辺は今も継続して実施されているのか、そのとき限りで終わってしまったのか、把握しておられることがあったら教えてください。

○平原防災課長

避難行動要支援者のところ、ここの表記上、東日本大震災のところは明確にこういう文面でよく出ているものですから、私どもも横引きさせていただいているところでございますけれども、まさに避難行動要支援者という対象には障害をお持ちの方も含まれているところから、当然障害者についても配慮していかなければならない対象として認識しているところでございます。今後、こういったところの説明につきましては、細心の注意を払いながら進めてまいりたいと思っております。

また、アンケートについてでございますけれども、避難行動要支援者につきましては、冒頭ご説明のとおり、令和3年度を境に大きく制度が変わったところでございます。誰か行っていくのかという主体が変わったといったところと、品川区におきまして、これまで進めてきた事業が一定定着してきて、毎年度の名簿の更新といったところによって変わってきたところでございます。

そういったところもございまして、アンケートという形ではなく、個別の名簿の更新のときにご意向を確認していく、そういったところで、現在、進めさせていただいているところでございます。

○吉田委員

分かりました。表記については、どこで誰がご覧になるか分からないというのがありますので、その辺については、ぜひ障害者をきちんと視野に入れているということを表していただくと、障害者団体の方たちとか障害者の保護者の方も安心されると思いますので、今後はぜひその辺、表記についても気をつけていただきたいと思います。

方法が変わったということで、後のご説明については分かりました。

○大倉委員長

ほかに質問はございますか。

○ゆきた副委員長

1点、風水害の避難所開設・運営に関連して、確認でお聞きできればと思います。先月も洪水注意報が発せられて、災害対策本部が設置されましたが、ここで被害が予測されれば避難所開設で、そうでなくても災害対策本部の準備がされると認識しています。

今後さらに、9月には台風シーズンになりますし、7月には集中豪雨も予測されてくるので、事前準備とか訓練、点検が非常に重要になってくると思います。

そこで、地域防災計画では、風水害の災害対策本部訓練が、参加者は区防災機関および事業者で、実施回数が年1回以上実施となっていますが、現在の実施状況、また、今後の方向性についてお聞きできればと思います。

○伊藤災害対策担当課長

訓練についてのお問合せでございました。今回、7月18日に風水害訓練ということで区庁舎で行いまして、こちらには自衛隊、警察、消防も入りまして、各関係機関入りまして、訓練をやっていく所存でございます。また、それとは別に、水防訓練という形で、以前、5月にも関係機関と合わせて実施をした状況でございます。

○ゆきた副委員長

ありがとうございます。5月の合同水防訓練も広報とかで確認させていただいております。

非常に注視していきたいのが、職員の図上の参集訓練とか、初動措置が非常に大切な時期になってくると思うので、初動のときの図上訓練とか、そういったものに今後さらに力を入れていただければと思います。

震災と違って、時期というのも、風水害というのは時期が2か月前、3か月前に大体想定してできるものなので、その辺についても力を入れていただければと思いますが、最後に何かあればお願いします。

○伊藤災害対策担当課長

これまで、ここ数年にわたりまして、風水害訓練におきましては、大規模な台風が接近、それから通過した3日後であるとか、そういった後のことを中心的に訓練してまいりました。今年度の訓練につきましては、台風、ありがちな970パスカルレベルのものが接近して、台風が通過した直後のことを考えながら訓練をやってまいりたいと思いますので、そういった中で、様々な訓練をやりながら、対応できるような準備を区としても進めているような状況でございます。

○大倉委員長

ほかに。

○塚本委員

まず、避難所ということで、各学校避難所における避難される方の人数というのはその地域地域で

決められて、決められてはいないけれども、想定されていると思うのですが、今、品川区の様相というか、結構木密住宅、私の住んでいるところも木密地域ですけれども、区の政策もあって、除却されて、新しい大きな、しっかりした鉄筋の集合住宅になったりとか、新しい木造住宅でももちろんそれは新耐震で建設されているというところで、地域によっては大分、避難される想定の人数というのが、在宅避難を推奨するというところもあるので、変わってきているのではないかとというのがあり、この先もこのような状況でいろいろな建て替えが進んでいくと、場所によっては本当に避難者がそれほど想定されない避難所もできてきたりとかということが考えられるのですけれども、そういったことというのは、避難所の運営とか、避難する想定人数ということを計画に盛り込んでいく中に、どの程度考慮されているのかということを初めに伺いたと思います。

○平原防災課長

今、委員ご指摘のとおりでございまして、東京都の被害想定によりますと、令和4年、最新の被害想定では約9万人弱の方が避難所に来るということで想定されているのですが、その10年前、平成24年の被害想定では12万人でございました。分母となる人口数も違いましたので、約30%の方が来るといったところから、20%ぐらいということで、その間の施策の推進あるいは建物の建て替えに伴いまして、避難者数の変化というようなところが数字に表れてきたのかなと思います。

ただ、現状、9万人ということになりましたが、今の区民避難所52か所の受入れ者数を全部合わせて大体9万人になるということで、今ちょうど均衡しているような状況でございます。数でいくと、補完避難所を使わなくてもといったところになるのですが、一方で、家を失わなくてもやはり避難したいという方とか、その時々プラスアルファでありますとか、実際には来ないでありますとかマイナス要因であるとか、様々な状況がございますので、今はまだ現状の体制をとりながら避難所体制をとっているところでございますけれども、ご指摘のとおり、今後、そのような趨勢といたしまししょうか、今後の推移も見定めながら、対策をとっていくべきと考えてございます。

○塚本委員

ありがとうございます。9万人割る52みたいなことでやると大体……、52ではないのか、1避難所の避難数を積み上げていくと9万ぐらいになるということで、多分そういう見立てなのかなと思ったのですが、地域地域で、集合住宅化が進む、新耐震の住宅が進むというところと、なかなかまだ木造住宅が多いというような、そういうところで、ここは避難者が多い避難所、1つの避難所では受け入れ切れないほどの避難者があるかもしれない、こちらは避難者はそんなにいないかもしれない、そういうばらつきみたいなものが出てくると、それぞれの避難所の運営の仕方もかなり違うでしょうし、必要な支援するスタッフの人とか、避難所運営する方の在り方とかも変わってくるようなことになると思うので、ここは今後の1つの課題、1つの視点かなと思っていますので、注視して行って、適宜計画の見直しみたいなことはお願いしたいと思います。

それから、今日の説明資料にも、区民避難所は一時的に受け入れ保護する施設と書いてあって、基本的には長引かないほうがいいに超したことはないというところだと思います。ただ、能登でも、今現在、半年以上たっぴいまだに避難しているという現状があるので、そこはそこで、災害によっては想定したとおりにはいかないというのがあると思うのですけれども、とにかく、避難された方の中で、特に災害弱者と言われるような方々が、一日も早く、復旧フェーズの中で、衣食住がしっかりと確保されるような形で、ホテルに行くとか、あるいは、能登では集団移転なんていうのもありましたけれども、そういったいろいろな対策をもって、避難所から一日も早く脱出をするというか、安心して暮らせるような

場所を確保するというところが大事なかなと思います。

避難所からいかに人々を元の生活に復旧させていくのかという、ここら辺の検討というか、対策というのか、これは今どんな形になっているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○平原防災課長

避難生活、当初は命を守るといったところからスタートして、だんだん時間とともに元の生活に戻していくといったところは、委員ご指摘のとおりでございます。具体的なお話につきましては、後日、罹災証明のところでご報告させていただければと思いますけれども、まずは、基本となる罹災証明を早期に発行できる体制をしっかりととらせていただきまして、それを基に、定められた様々な支援策、国や、恐らく東京都などからも出てくるとは思いますが、そういったものをきちんと漏れなく適用させていくというようなところが私ども重要と考えてございますので、先ほど資料にも入れさせていただきましたけれども、情報拠点としての避難所という形で、避難所においても、そこにまさに避難生活者がいるわけですから、お住まいをどうしますかとか、あるいは法律関係の問題で、そういった様々なご相談を受けながら、どのように生活を戻していくのか、あるいは新しい生活をつくっていくのか、そういったところのお声を聞いていきたいと思っております。

また、避難所からの脱出といいたしでしょうか、どうやってそこから出ていくかといったことなのですが、やはり避難所は学校を中心にやっているところもございまして、一方の課題としては、早期に教育機能を再開していく必要というのもございまして。なので、だんだん避難者数が少なくなってまいりましたら、私どもも、学校の集約というの考え方としてあるのですけれども、先ほど委員からもございましたとおり、ホテル、旅館、そういったところにご協力いただく協定もございまして、そういったところの活用、あるいは早期に応急仮設住宅、あるいはみなし仮設、そういったものを活用して、一時的に暫定的な住居に移っていただく。こういったところも活用しながら、避難者の今後の生活と、さらには教育機能の再開、そういったところを両立させていきたいと考えているところでございます。

○塚本委員

罹災証明のところでまた今のお話、議論ができるのかなと思ったので、そのときにまた深めていければかなと思います。

いずれにいたしましても、避難所生活は、なるべく長引かない、長引かないというか、行かないのが一番いいでしょうし、避難所に行かざるを得なくなったとしても、一日も早く復旧できるということが施策として非常に重要なポイントかなと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○大倉委員長

ほかに。

○鈴木委員

何点か伺いたいのですが、先ほど女性の相談員の議論がありましたけれども、52か所の避難所で保健師とか助産師を配置していくというのはなかなか厳しいものがあるかなと思っておりますが、女性視点のガイドラインの中にも、女性の相談員というのは保健衛生、栄養管理というところに書かれていますけれども、保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士などの専門職と連携してということなのですが、地域にこの資格を持った人がいると思うのです。そういう人をあらかじめ登録みたいな形で、いざというときには協力いただけるという体制がとれないかなと思ったのですけれども、その点、1点伺いたしたいと思います。

それから、避難所の備蓄のことなのですが、今ご説明いただいた資料の中では間仕切りの写真が出ていますが、避難所運営マニュアルには、これは平成31年で随分前のものなので、この間仕切りのことは備蓄の中に入っていないのですが、間仕切りというのはそれぞれ避難所にどれくらい配備されているのか伺いたと思います。

それから、こここのところで、毛布は1,000人単位のところでは500枚ということになっているのですが、そうすると2人に1枚ということで、これで冬とかは大丈夫なのかなという思いがしたのですが、ここは今でも同じなのか、伺いたと思います。

それから、エアマットもここでは100枚ということでは書かれていましたので、100枚では、1,000人単位のところではどういうふうに使っていくのか、それとももっと備蓄されるようになったのか、その点も伺いたと思います。

それからもう一つ、福祉避難所のところなのですが、今、高齢者にしても、障害者にしても、個別避難計画を立てて、直接福祉避難所に避難することになったということで、これは本当によかったなと思うのですが、個別避難計画の中で、この方はこの避難所に行きますということをおあらかじめ立てていくことになると思うのです。そうすると、実際にどれくらい福祉避難所に行くということで個別計画を立てられた方がいるのか、高齢者、障害者それぞれに伺いたのですが、障害者の方とか、福祉避難所に行かれる方が少ないと伺ったので、実際に個別計画を立てた状況を伺いたと思います。

そして、そういう形で福祉避難所で直接受け入れるとなったときの福祉避難所の体制なのですが、福祉避難所はそもそも、特別養護老人ホームだったりとか入所されている方がいらっしやったりとか、職員の方もそこで被災されたりすると、さらに個別計画で福祉避難所に避難されてくる方の介護をするという体制がどれだけあるのかなと思うのですが、それは新たに体制をどこからか組む、例えばヘルプステーションからここに支援するとか、そういう体制が組まれているのか、福祉避難所の体制についても伺いたと思います。

○大倉委員長

すみません、福祉避難所についてなのですが、防災課で答えられる範囲での質問に答えていただくという形になります。ご了承ください。

○平原防災課長

それでは私からは、備蓄以外のところにつきましてお答えさせていただきたいと思います。

まず、女性の相談体制といったところで、保健師、助産師の体制といったところでございますが、ご指摘のとおり、全てに配置するというようなことではなくて、別な観点を持った形での巡回、例えば医療でありますとか保健衛生といった視点からの巡回というようにところで対応させていただくことを考えてございます。なお、助産師につきましては、今、そういったところで協議中でございます。

それから、地域における有資格者といったところでございますが、こちらは、事前登録という形ではないのですが、いざとなったときに、専門ボランティアという形で、一般のボランティアとは違う形でご協力をお願いしていくというようなことを考えているところでございまして、そのような対応で、災害時に対応していきたいと思っております。

続きまして、福祉避難所でございますが、直接避難、個別避難計画の中での福祉避難所といったところでございますけれども、こちらにつきましては、私ども具体的な数は今持っていないのですが、現状、障害の部分についてはご要望をお聞きしているような段階だという話を聞いてございます。また、高齢につきましては、こちらについては、福祉避難所については、まず在宅避難のところについて設定が終

了したということで、福祉避難所については同じく個々の状況を確認しているところだと聞いてございます。

また、福祉避難所以外にも、区民避難所の中にも、要配慮者利用スペースという形で、例えば要介護の度合いが低い方とか、あるいは障害でも日常生活を送られる方を区民避難所で受け入れるというような体制もっておりますので、そういったところを組み合わせながら、体制をとっていきたいと思っております。

また、人的な体制でございますけれども、福祉避難所にも区の職員が行く体制を整えました。そういったところと、災害時協力協定によってご協力いただく施設側とで協力し合いながら、避難所運営を進めていく方針でございます。

○羽鳥防災体制整備担当課長

私からは、備蓄について回答させていただきます。まず、間仕切りについてですけれども、各避難所の倉庫に現在50張りずつ備蓄をしているところでございます。絵にございますような間仕切りであったり、テントつきのものであったり、様々なタイプの間仕切りを備蓄しているところでございます。

以前は、やはりこういった間仕切りですとか、ベッドもそうなのですけれど、備蓄のスペースが大分あるので、周辺の災害対策備蓄倉庫のほうに保管して、必要なときに避難所に輸送するという体制をとっていたのですけれども、やはり避難所開設時にすぐに設置できるようにということで、現在は各避難所の倉庫に50張りずつ備蓄しているという状況でございます。

毛布につきましては、500枚ということで、現在もその状況でございます。毛布も備蓄のスペースを大分とりますので、まず、1人に対して、現在、2枚という形で、東京のほう、数字を示してございます。下に1枚、上に1枚ということで、お一人に対して2枚ということでございます。9万人の避難者想定に対して、18万枚は区として備蓄をしているところでございます。ですので、不足分に関しましては、やはりスペースの関係上、周辺の災害対策備蓄倉庫のほうに確保しているという状況でございます。

続きまして、エアマットでございますけれども、こちら100枚ということでございます。エアマットにつきましては、周辺の災害対策備蓄倉庫に同じものはないのですけれども、もう少し厚みのあるエアベッドと、簡易ベッド、そういったものを300、備蓄しています。必要に応じて輸送するということと、あと、段ボールベッド等に関しましては、協力協定を結んでいる事業者から提供していただくというような体制をとっているところでございます。

○鈴木委員

ありがとうございます。必要な数を必要なときに配備されるようにということでお願いしたいと思います。

福祉避難所に関しては、多分様々課題があるのではないかなという思いがしていますので、これは障害者福祉課だったり、高齢者福祉課だったりとかとも連携をしながら、どういう形で高齢者、障害者の方々が安心できる体制をとれるのかというところでは、議論をしながら、ぜひその体制についても進めていただきたいと思います。要望で終わります。

○大倉委員長

ほかにございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大倉委員長

ほかになければ、以上で特定事件調査を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時45分休憩

○午後1時45分再開

○大倉委員長

休憩前に引き続き、災害・環境対策特別委員会を再開いたします。

報告事項に入ります前に、理事者より発言を求められておりますので、ご発言願います。

○平原防災課長

私から、午前中にごございました地震につきまして、詳細が判明しましたため、ご報告させていただきます。初めに、地震の時刻は12時12分、震源は千葉県東方沖、地震の規模を示すマグニチュードは5.4、地震の深さは約50kmでございます。この地震による最大震度は、千葉県で震度4を記録しております。東京23区におきましては、江戸川区の震度3が一番大きく、品川区は震度2でございました。

○大倉委員長

ありがとうございました。

3 報告事項

(1) 携帯トイレ全区民配布について

○大倉委員長

次に、予定表3の報告事項を聴取いたします。(1)携帯トイレ全区民配布についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○平原防災課長

それでは私から、携帯トイレ全区民配布についてご報告させていただきます。お配りしております、A4、1枚紙の資料をご覧ください。

なお、本件につきましては、7月1日の総務委員会にて、第72号議案、携帯トイレセットの買入れについてとしましてご審議いただき、全会一致でご承認いただいたものでございます。本日は当委員会におきまして、その内容についてご報告させていただきたいと思っております。

まず「1.事業目的」でございますが、区民が在宅避難を行う上で、備えは重要でございます。それを考えていただくきっかけとして、全区民に携帯トイレを配布するものでございます。なお、災害に備える家庭内備蓄の重要性を理解し、啓発効果を高めるため、今般全面改訂しました「しながわ防災ハンドブック」も併せて配布することといたします。

続いて、「2.事業内容」についてでございますが、配布は、今年、令和6年10月から開始する予定としておりまして、区内に年度内にかけて全戸に配布してまいります。対象者は、8月31日現在の住民登録者で、引き続き住所を有する方です。配布物として、「しながわ防災ハンドブック」、携帯トイレのほか、資料に記載のとおりでございます。配布方法についてでございますが、民間の宅配便を活用して配布してまいります。

なお、本事業については、検討中ございまして、配布方法等、詳細が固まりましたら、改めてご報告させていただきたいと考えております。

○大倉委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

今回、こういう形で携帯トイレを配布していただくというのは本当に評価をしたいなと思っています。

それで、これは補正予算の中で3億4,900万円ぐらいの予算が組まれたと思うのですが、この携帯トイレは1セットが幾らぐらいになるのか。3億4,900万円というのは、携帯トイレだけの分ということなのか、送料とかも含まれるのか。携帯トイレ1個当たり幾らなのか、それでその20個ということなので、1人当たり幾らぐらいになるのか、その値段を教えていただけたらと思います。

○平原防災課長

まずこちらの予算でございますが、当初予算において措置させていただいていたものでございますけれども、こちらの3億4,907万4,000円のところで、こちらは買入れの価格でございまして、配送は含まれてございません。配送につきましてはこれとは別に1億8,916万7,000円ということで、合計いたしまして5億3,824万1,000円が総事業費でございます。

この総事業費で41万人分という形でやらせていただきますので、単純にいきますと、割り算という形になるのですが、買入れの1個当たりの単価という形になりますと、70円台……、すみません、数字はすぐに確認いたしますので、いずれにいたしましても、総額といたしましてはそんな金額でございます。

○鈴木委員

金額は後で教えていただけたらと思うのですが、携帯トイレは大体どれぐらいなのかなと思って、3億4,900万円を41万で割ると851円になるのですが、計算したところ、こんなに安いのだろうか。それでこれを20個というと、1個当たり42円とか43円とか、そんな形になるのですが、こんなに安いものなのか、そこら辺のところがよく分からなかったもので、教えていただきたいなと思いました。

○平原防災課長

商品によりまして1個当たりの単価は結構違いますけれども、安いものでも、例えば100円台、そういったものが市販価格としては多うございますが、今回、契約という単位で、かなり大きな量で買わせていただくことになりましたので、規模の効果もございまして、この価格になったところでございます。

○鈴木委員

分かりました。ありがとうございます。

そして、送料が1億9,000万円ぐらいでしたか、そうするとこれは、世帯数というのが、私たちはいつも住民基本台帳による世帯と人口ということでいただいているのですが、世帯数が23万6,900世帯ぐらいなのですが、この世帯にその世帯の人数分が配送されるということで、民間の配送事業者をお願いして、民間で全て配送されるというところで、配送業者とかはどんなところになるのか、それも教えていただけたらと思うのです。町会の方か、まさか町会で配布するようにはならないよねみたいなことを言われたのですが、そういうことは全くなくて、配送業者で、町会の手は借りないということかということで、確認をさせていただきたいと思います。

それから、10月から3月にかけて順次配布ということなので、全世帯ということなので本当はかなり大変な作業量になると思うのですけれども、どういう順番で行くかとかそういうのは、10月からだから、半年間ぐらいかけて全区民に届くということになると思うのですが、それはどういう順番で、自分のところはいつ頃来るのだろうみたいな、そういうことは分かるものなのか、その点も伺えたらと思います。

○平原防災課長

まず、こちらの事業でございますけれども、買入れの事業を請負ったのが株式会社大丸松坂屋百貨店上野店でございます。こちらの契約の中に、契約は別契約でございますが、合わせた契約といたしまして配送のところも請負っていただく形にしまして、配送業者は、ですので、大松坂百貨店上野店が責任を持つ形で、再委託という形でヤマト運輸株式会社が請負う形になってございます。そういった意味で、通常の民間の宅配便の流れの中での配送という形になりますので、町会の方のお力をお借りすることではございません。

それから、配布の時期的な問題でございますけれども、10月から3月、区内全域ということもございましてこのぐらいの時間を頂戴したいところでございますが、どの地域どの地域という形がなかなか難しいところでございまして、配送事業者と今協議中でございますけれども、恐らく町丁目単位でやるのがぎりぎりかなといったところと、一人暮らしの世帯と2人以上の世帯で配送方法が変わる可能性がございまして、それによってまたお隣でも時期が違ってくるといった可能性が出てまいりますので、そこら辺は、私ども広報でしっかりと、このような形でやりますということは周知させていただければと思っております。

○大倉委員長

ほかにご発言はございますか。

○この委員

配送方法で想定されることで、こういう場合はどういうふうに想定されていますかというところをお聞きしたいのですけれども、8月31日時点で住民基本台帳上住んでいらっしゃる世帯主のところへということなのですが、その時点では住民基本台帳なのですけれども、例えば引っ越しをされたという人とか、あるいは、これは家庭によってそれぞれですが、ひとり親家庭で、いわゆる離婚調停中みたいな形で、世帯主がご主人のほうで、そのお子さんやお母さんのほうには行かないみたいな、こんなケースも考えられる。そういったところの配送なんかはどういうふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

○平原防災課長

配送につきましてはなるべく柔軟にと考えたところでございますが、こちら、やはり委託事業者にお任せさせていただかなければならないといった点で、ぎりぎりのところ、8月31日といったところまでやることはできたのですけれども、それ以降になると配送計画にかなり影響が出るということで、8月31日で切らせていただいたところでございます。

そういったところで、9月1日以降に何か変動があったり、あるいは配る前に区外転出されたという方は対象外になるといったところで、こちらにつきましてはしっかりと周知するための広報をさせていただければと思っております。

○大倉委員長

ひとり親家庭は。

○平原防災課長

ひとり親家庭のように、調停中といったところも8月31日現在が固定となりますので、まずは配送が難しくなりますけれども、個別でどのようにできるかといったところは、これはまだ例えばなので、今後いろいろ考えていかなければならないのですが、どうしても配り切れなかった分というのは、最終的には区で集めて、年度を超えていく形なのですけれども、そういったところでご対応させていただくとか、一旦、事業が終わった後の検討とさせていただければと現在考えているところでございます。

○こんの委員

ありがとうございます。いろいろなご家庭があって、在宅避難の備えとしてのきっかけですので、どのご家庭でもそういうきっかけづくりをしてさし上げるとなると、いろいろな個別の、そうした配送も想定されることが必要ななと思ったので、お聞きいたしました。これからそういったところも順次対応できるように今ご説明がありましたので、ぜひそんなところも想定して、配送をお願いしたいと思います。

○大倉委員長

ほかにございますか。

○吉田委員

この事業については本当に必要な事業だなと思っていたのですけれども、今いろいろ伺ってみると、実際にやるとなると結構大変なことだなと改めて認識しております。

広報についてなのですけれども、具体的にどのようにされるのか、伺いたと思います。例えば4人家族とか5人家族だと、相当な量がどっと届くという感じですよ。そういうようなこと、どれぐらいのものなのか、私も想像ができないのですけれども、受け取る側のイメージできるような広報になるのか、お尋ねしたいと思います。

○平原防災課長

まず、お送りの方法でございますけれども、段ボール箱でお送りさせていただく形になりまして、世帯ごとになります。その中に1人当たり20個と、世帯に1部「しながわ防災ハンドブック」を入れさせていただく形になりますが、携帯トイレそのものは、1個あたりはそんなに大きくないものなので、20個といたしましても、一人暮らしの家庭でしたら、本当に小さな、文庫本より少し大きな、それを収納する段ボールがあるかなと思いますけれども、そういったものでお届けできる範囲でございます。ただ、4人家族ぐらいになりますとかなり大きなものになってきますので、そういったところは通常の段ボールサイズになってくる可能性もございます。

いずれにいたしましても、どのような形でという、今、段ボールの柄なんかも、品川区の事業であるということが分かるようにデザインなんかも検討しているところでございますので、このような荷物が届きますということを、写真つきでしっかり分かるようにお知らせさせていただければと考えてございます。

○吉田委員

そのお知らせはとても重要だと思っております、それはどこで知らされるのでしょうか。私たちはこういう事業が行われるということをごい前から認識していますし、いつ届くのかなと思えるのですけれども、ご存じない方も結構いらっしゃる、いきなりこれが送られてきて、「これは何？」というので多分コールセンターが設置されているのだと思いますが、事前のお知らせは、区報とかホームページとかは想像できるのですけれども、ほかに何かルートとかどこかに周知される……、町会の掲示板を皆さん見られるかどうか分からないのですが、できるだけ広報が必要だと思うのですけれども、その点

についてお考えを伺いたいと思います。

○平原防災課長

広報につきましては、今、委員からご指摘ございましたとおり、広報しながら、区ホームページ、こちらはもちろんのことでございますけれども、区が持っております各種SNSなんかも通じまして行わせていただきたいと思いますと思っております。

また、地域に対しまして、先ほど配布方法で町会というお話がございましたけれども、何かやっていただくということではございませんが、このような形のものの配布を始めますということは、あらかじめ町会長の皆様にご説明はしてまいりたいと考えてございます。

○吉田委員

うちは戸建てなので、回覧板が回ってきて、一応玄関先では一っつと見るのですけれども、だから、どの程度の方がご覧になるか分からないけれども、回覧板が回っているところなんかはそれも1つのツールになるかなと思いますし、さっきちょっと懐疑的なことを言いましたが、掲示板も活用していただきたいと思っておりますし、やはりこれはすごくいい事業だと思いますので、多くの方に、よかった、ようやく来たというふうに受け止めていただけるような広報をぜひお願いしたいと思っております。これは要望にしておきます。

○大倉委員長

ほかにご発言はございますか。

○まつざわ委員

総務委員会でもお聞きしたのですけれども、本当にいい事業で、小さいものだというのは分かりました。例えば、受取拒否ではないのですけれども、配送は、1個だったら多分ポストに入るぐらいでいいのかなと思って、例えばうちは6人家族だから、そうすると大きいですね。そうすると、ポストにも入らないと仮定すると、配送したけれども、それがうまく合わないという、何回かやり取りをすると、その荷物は手元に届かないでどこかに行ってしまうではないですか。どこかに行ってしまうというか、元に戻ってしまいますよね。例えばそういうものはどうするのというか、どうなってしまうのかなというのがちょっとした素朴な疑問です。

○平原防災課長

本件事業につきましては、ヤマト運輸株式会社に配送をお願いするという事になってございますので、いわゆる区の荷物であるとか、そういったこととは関わらず、通常の宅配便と同等の取扱いになりますので、配送されたときにお留守であったときには不在票が入ります。その不在票に基づいて再配達依頼がございましたら改めてお伺いするという形になるのですけれども、最終的に受け取らなかった場合には、全て年度末に区に物が集約するような形になります。

○まつざわ委員

ありがとうございます。やはり受け取らないのですよね、そういう人は。例えばそれを見たときに、品川区からと書いてあると、余計に受け取らない人もいるのかなと。そうすると、今、区でお受け取りするというお話がありましたけれども、例えばそれを区で受け取ったときに、その後の考えというのはあるのかなというのをお聞かせください。

○平原防災課長

具体的に区のほうにどのぐらい集まってくるかといったところによってまた内容も変わってくるかなと思いますけれども、例えば地域の訓練で実際に使っていただくとか、そういったところで、何か普及

啓発に役立つような使い方ができるのではないかといったところで、今、内部で検討させていただいております。

○まつざわ委員

ありがとうございます。

あと一番心配しているのは、ないとは思いますが、小さいものですし、まあいいやと捨てられてしまうのがすごく残念だなというのが私の本音なのです。それはどう周知しても絶対に起こり得ることなのですけれども、なるべく捨てられないで、目立って、やはり何個あってもいいものですから、そこら辺はしっかりと、私たちもSNSで一斉懸命発信して何とか協力したいと思いますけれども、そこら辺の周知活動をまたよろしくお願いします。

○大倉委員長

ほかにございますか。

○ゆきた副委員長

配布物内訳の中で、説明書となっていますけれども、この説明書の詳細、具体的な説明書の内容を教えてくださいなと思います。

○平原防災課長

まさに携帯トイレの使い方そのものをお知らせする資料でございます。具体的にどのようなものか、防災に何らかの形で関心を持っている方は、恐らく携帯トイレというのは身近というか触ったことがあるかなと思いますけれども、そうでない方というのは全く、何だろうこれという形になってしまう可能性がございますので、具体的にどのように使えるか、何のために使うのか、そういったことを改めて、携帯トイレのパッケージにも書かせていただく予定なのですけれども、それとは別に、1枚チラシを入れさせていただくということを考えてございますし、そこには、簡単な静止画を集めたような動画をつくらせていただいて、そこへのリンクも貼らせていただいております。

○ゆきた副委員長

ありがとうございます。午前中にえのした委員からも話があったと思うのですけれども、携帯トイレを実際に使ってもらいたいというのが一つあります。そこまで区民の意識を持っていくというか、肉薄させていくということが非常に大事だなと思うところです。

それで、この20個の配布物が届いたときに、そのまま収納して、保管して、災害が来たら初めて使用するというパターンが懸念されるところだと思います。だからといって、センシティブなことなので、防災訓練のときに使用する場を設けるとか、そういう期間で、この時期に実際に使ってみてくださいというのはなかなかできることではないので、これをどういうふうに持っていかというのが非常に難しい課題だなと感じています。

ですが、そこで携帯トイレを使ったことがある人の体験からならば、発信できるものではないのかなと感じます。私も携帯トイレを使ってみて、ウォシュレットももちろんないですし、手も洗えない、家にはありますけれども、手も洗えない状況で、セットする手間と後処理と、あと、二重、三重にしたとしても臭いは完全に防げないという状況があります。このメリット・デメリットをどんな形でもいいので、今、静止動画をつけるということで、QRコードのようなものをつけるように感じましたけれども、この静止動画で、防災課の職員とかが何らかの形で使ってみての結果というか声をつけることで、意識の向上をもっと肉薄させていくことができるのではないかなと感じられるので、こういったところにも力を注いでいただければと思いますので、何かお考えがあれば、お聞きできればと思います。

○平原防災課長

今、副委員長からご案内ございましたけれども、こういったところをお知らせしていくというのは非常に重要かと思えます。一方で、こちらの事業でございますが、携帯トイレそのものを配布することに意義があるというよりは、在宅避難をするためにはどのようなものかを考えていただくといったところで、能登半島地震でも課題になったトイレ、これがかなり報道もされてございますので、そういったところをきっかけづくりにさせていただきたいと思っておりますし、今回お送りさせていただくのは3日分です。ただし、経済産業省も7日分は用意するべきだと言っておりますし、皆さんご承知のとおり、携帯トイレだけは済みません、トイレトペーパーも必要になってまいります。今回、トイレトペーパーは当然つけないでお送りさせていただきますので、どんなものが必要なのだろうかということが分かるような形で、家庭内備蓄の考え方なんかも分かるという、全体的な普及啓発のきっかけというか、スタートというか、そういったものにさせていただきたいと思っております。

もちろん携帯トイレの使い方そのものについては、どのように工夫できるかというのは今内部で検討しているところなのですが、分かりやすく、普及効果の高いやり方を考えてまいりたいと思っております。

○ゆきた副委員長

ありがとうございます。防災課のほうでいろいろと検討しながら進めていらっしゃるのだと思われまますが、動画の視覚的な効果というのは非常に高いものだと思いますので、それに実際の声、体験の声というのは非常に高いものがあると思いますので、ぜひ前向きに考えていただければと思います。これは要望で終わります。

○大倉委員長

ほかにご発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大倉委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 品川区エレベーター用防災チェアの配布事業について

○大倉委員長

次に、(2)品川区エレベーター用防災チェアの配布事業についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○平原防災課長

それでは私から、品川区エレベーター用防災チェアの配布事業についてご報告させていただきます。お手元配布の「品川区エレベーター用防災チェアの配布事業について」をご覧ください。

なお、本件につきましては、7月1日の総務委員会で、第73号議案、エレベーター用防災チェアの買入れについてといたしましてご審議いただき、全会一致でご承認いただいたものでございます。本日は、当委員会におきまして、その事業内容についてご報告させていただきたいと思っております。

それでは、お手元、配布資料の「1.事業目的」をご覧ください。まず、マンションというものでございますが、その躯体の強さから、災害時には在宅避難できるものが多いと考えられまして、平素から防災力を強化していくことの必要があるかなと思っております。今般、停電によるエレベーターの閉じ込め対策として、防災チェアを配布することによって、マンションに居住している方に、マ

ンションにおける災害への備えを考えていただくきっかけとして、この事業を行うものでございます。

続きまして、「2.事業内容」についてでございますが、(1)申請受付でございます。受付については、8月1日から申請を受け付けようと考えてございます。

続きまして、(2)対象となるマンションでございますけれども、こちらに記載の①から④の全てに合致するマンションを考えてございます。なお、区内には、こちらの④のところでございますが、3階建て以上かつ15戸以上の住戸があるマンションは約3,200棟ございまして、そちらを総数として考えてございます。

なお、配布台数、(3)のところにつきましては、各マンションごとに1台でございます。

(4)でございますが、配布する防災チェアは、三角柱型で、その中に5名の方が8時間待機できるための水・食料・トイレなどを格納しているものをお配りさせていただきたいと思っております。

本事業の推進に併せまして、区で行っているマンション防災の普及啓発をより一層進めまして、災害時の在宅避難体制の強化に努めてまいりたいと考えてございます。

○大倉委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○えのした委員

ご説明ありがとうございます。こちら、先日、建設委員会のほうでも委員から発言がありましたが、私も、今、3階建て以上かつ15戸以上であること、これが品川区内には3,200棟あるというお話がございましたが、こちらは区民住宅とか区営住宅も含まれているのか。

また、エレベーターのサイズというのがその建物によって、大きさ、広さ、高さというのですか、違うみたいなのですが、このイメージ図ではサイズが記載されておきませんが、そういったところはどうか考えられているのか。

また、区民・区営住宅にもこちらの設置は考えているのか、お聞かせ願えますでしょうか。

○平原防災課長

まず、区民住宅・区営住宅の考え方でございますが、今、具体的にどこが入っている、入っていないというのは、すみません、手元にはございませんけれども、公営である、民営である、そういったところに関しては特に差を設けてございませぬので、この要件に合致すれば対象とさせていただきます。

また、区民住宅・区営住宅に設置するののかといったところにつきましては、住宅所管のところでご検討いただく形になるかと思っておりますけれども、仮に申請がございましたら、もちろん対象となるところでございます。

○えのした委員

ありがとうございます。ぜひ、やはりこちら区民の方が住んでいるお宅になりますので、伴走防災の強化としても、要望があればご対応していただければと思います。

○平原防災課長

すみません、1点漏れておりました。大きさでございますけれども、大きさについては、35センチが横幅でございまして、奥行きが23センチ、高さが51センチというようなもので、座る高さにちょうどいいような大きさになっているというものの三角柱型で、壁につけるようなタイプでございます。特に施工が必要なものではございません。

○大倉委員長

ほかにご質疑はありますか。ご発言はありますか。

○鈴木委員

この防災チェアについても、1個当たり幾らぐらいなのかを教えてくださいたいと思います。

3,200棟ある中で、今年は600台を予算化されていると思うのですけれども、そうすると、ほかのところはどのように配布されていくのか。その600台というのも、手を挙げた早いもの順みたいな形になっていくのか。どういうふうにしてこの3,200棟のマンションに配布されていくのか、そのスケジュール感的なところでお願いしたいと思います。

○平原防災課長

まず、1台当たりの単価でございますが、約8万5,000円でございます。

今回でございますけれども、先ほどのご説明のとおり、対象となるマンション、総数では3,200棟でございますけれども、事業者の余力でありますとか、あるいは先行の他自治体の事例なんかを考えまして、3か年でこの事業を行わせていただくことを検討しているところでございます。

今年度はその初年度ということで600台なのですけれども、今年度は期間がどうしても下半期に寄ってしまいますので600台で、これは予算が関係することでございますので、まだ検討段階といったところでございますが、そのとおりいければ、令和7年・8年に1,300台ずつで、合計3,200台ということで考えているところでございます。

○大倉委員長

ほかにご発言はございますか。

○須貝委員

今回、エレベーター用防災チェア、分かるのですが、これはあくまでエレベーターが、地震が起きたとき、何かトラブルで止まったときに、中に閉じ込められた人を救助するということが一義だと思うのですが、実際はその前に、安全装置がついていないエレベーターに対する、そちらを改善することが優先課題だと私は思うのです。

そういうことに対して、安全装置がついていないものを区で把握しているかどうか分かりませんが、やはりそちらを先に見つけるなり何かして、そこのマンションなり建物、持ち主に改善をどんどんお願いするのか、あと、区として幾らか支援をして、早く安全装置を設置するような対策に対して支援をするとか、そちらをまず最優先でやって、そしてこちらの防災チェアというものを、間に合わなければ、設置していただくということだと思っております。

既に区としては、3,200棟あるものに対して、ほとんど安全措置がついているということ前提でこれは動いている、防災チェアの設置なのでしょうか。教えてください。

○平原防災課長

こちらの3,200棟につきまして、個々のエレベーターの実情については把握してございません。

○須貝委員

だから、私、思うのですけれども、これはあくまで緊急のやむを得ない場合ですよ。でも、その前に、今そういう安全装置を、後からつけられるかどうか私は分かりませんが、最近のものは安全装置がついて、地震があつて停電したときには、ある階に自動的に止まるとか、あとは自分で開閉できるような、そういうシステムがあると聞いております。だったら、そっちをまず改善するように、繰り返しますけれども、持ち主に声がけとかしているのですか。また、何かそういう声がけをしているのだけ

ども、そのほかに、なおかつ区として安全装置を設置するような支援というのはあるのですか。その辺について教えてください。

○大倉委員長

須貝委員に申し上げます。防災チェアの配布事業の報告ということですので。

○須貝委員

ごめんなさい。防災チェアをつけるのは分かるのですけれども、これはあくまで緊急用ですよ。でも、その前にやることがあるのではないかなと私は思うのですが、それはどうなのですか。

○大倉委員長

防災の視点からということで。

○平原防災課長

まず、防災チェアの配布でございますが、これは緊急用にお配りするものではございません。エレベーターの台数が何台あってもお配りさせていただくのは1台のみでございます。なので、これも先ほどの携帯トイレと一緒にするのは、区民が備蓄すべきもの、あるいはマンション居住者が備蓄すべきものを、区がその代わりのものお配りするのではなくて、マンションの防災というものを考えるときの一步として、きっかけとして考えていただくというようなことでございますので、私ども、管理組合にお配りさせていただく中では、今、委員からもお話がございましたとおり、これだけではないですよといったところを、マンション防災のハンドブックなんかも併せながら、いろいろ皆さんで例えば訓練をやる必要がありますよとか、そういったところにつなげていく、その1つのツールとして今回お渡しさせていただこうと思っておりますので、何かこちらをお配りさせていただきましたら対策がとられました、そういうようなことでは考えてございません。

それが1点と、もう一つにつきましては、エレベーターのハード対策につきましては、大変申し訳ございませんが、私どものところで所管しておりませんので、どのような感じになっているかは、すみません、把握してございません。

○須貝委員

防災という観点からすると、ということならば、防災チェアをお配りして設置したところは、これで安心だという、逆にそういう観念を持たれてしまうのではないかなとすごく心配してしまうのです。だって、うちはもう安全なのですと。でも、現実違いますよね。だから、そういうところで、大丈夫なのかなと。人間の心理は、区から支給されました、防災チェアあります、ではもう安全ですよといったら、それで終わってしまうのではないかなという気がして、心配して、質問を。もう一度だけお答えください。

○平原防災課長

マンションのエレベーターチェア、例えば区役所の庁舎にもチェアがついてございますけれども、あのチェアがあることによって、防災全般の対策がとれました、安全になりましたということはないということは当然思います。

これも先ほど言った繰り返しになりますけれども、大きなマンションであっても1台、1台しかないようなところでは1台ということになりますので、これで私どもが何か代わりのもをやるということも考えてございませんので、普及啓発へのつなぎといったところなので、私ども、配って終わりではなくて、配ることから次につなげていくといったところを非常に重視しておりまして、配ったところに対して、マンション防災に今後つなげていって、防災の組織化をする、あるいは訓練を行う計画を立てて

いただく、そういったことにつなげてまいりたいと考えているところでございます。

○大倉委員長

ほかにご発言はございますか。

○塚本委員

エレベーター用防災チェアの配布をやっていただくということで、一般質問で、マンション防災みたいなところで、このエレベーターの閉じ込めが、被害想定でも相当の数、東京都で2万台でしたか。当然ながら、その閉じ込められたところに業者が救助に行くといっても、とてつもない台数になってしまうので、そのまま放っておくとえらい時間がかかるというところで、こういったことが一つの対策としてとられているということで、大変に有益なものだと思います。

マンションの中で、5人で8時間待機できるということで、今回のチェアの想定ですけれども、この数字と人数について、根拠みたいなものがあれば、それをお知らせいただきたいと思います。

○平原防災課長

こちらにつきましては、明確な基準というよりは、入っているものから逆算して、そのぐらいの方々に対応できるであろうといったところで考えているところでございます。

○塚本委員

物理的に置ける限度はあると思うので、これがあるから必ずしも閉じ込められたときにきちんと救われますよというところに直接的には結びつかないということですね。そういう部分もあるということは、一つの今後のマンション防災の、先ほどからの質疑でご答弁ありましたけれども、啓発を促していくのだということの中でも、また考えてもらう一つの要素として、周知していただければと思います。

○大倉委員長

ほかにご発言はございますか。

○こんの委員

2点確認させてください。1つは周知方法です。と同時に、申請方法です。

先ほどもご説明あったかと思うのですが、周知方法としては、SNSや、あるいは広報だとかというのは考えられるのですが、マンションの管理組合自体にダイレクトに発信する、紙ベースでお知らせする、その辺はどんなふうに考えていらっしゃるのか。

それから、申請方法ですけれども、これは紙の申請、電子申請、両方考えられますが、どのような対応を考えていらっしゃるのか、確認させてください。

○平原防災課長

まず、周知方法でございますけれども、周知方法につきましては、区の持っている広報手段ということを考えてございまして、個別の管理組合にお送りするところは今のところ考えてございません。

申請方法でございますが、書面、電子、双方で考えているところでございます。

○こんの委員

申請は、分かりました。両方でやっていただけるということで。

周知のほうは、SNSでということですが、既にマンションでエレベーターがついているところはある程度想定できるというか、対象となるところが分かるわけなので、管理組合にダイレクトにそういうお知らせを送ってもよろしいのではないかなと思うのですが、その点、もう一度ご答弁いただけますでしょうか。

○平原防災課長

3,200棟といったところの考え方は、私どものところで明確な基準を持ってやったというよりは、部屋数を住民基本台帳上から逆算して出した数字でございますので、はっきりとした確定的なものは全く持ってございません。建物台帳とか、そういったもので把握しているというようなものではございませんので、そういった意味も含めまして、先ほど別のご質問の中で、個別の事情は把握できていないといったところでございます。

ある程度の建物の予測というものはつくのですけれども、それが果たして本当にそうなのかどうかといったところがございますので、逆にそこは、予算上の考え方として3,200棟はとらせていただきましたけれども、実際の適用に当たっては、こちらの資料の2の(2)にお示しさせていただいたところを申請者の側で合致するかしないかというところでご申請いただくことを考えているところでございます。

○こんの委員

今のご説明で、確かに把握ができていないというところで、ご自分たちで対象に当たるかどうかを判断して申請してくださいということなのですが、そもそも論、この事業をやっていることすら分からない、知らないというところが懸念されるので、一斉にそうした建物、エレベーターのあるところは必要かなと思ったところです。

今後、品川区としても、どういった集合住宅、エレベーターがついている、ついていないというところも、この事業に限らず、把握しておくことも必要ではないかなというところも考えたので、このような質問、確認をさせていただいたところです。

現時点ではそういう体制はないということですが、より啓発につなげていくのであれば、やはりご自分たちのマンションの管理組合で、きちんとその体制をご自分たちでとっていただく、自助を高めていくならば、より一層周知を丁寧に、対象のところに行き渡り、申請が必要であるところから申請していただくという流れを考えたほうがいいかなと思いますので、今申し上げたことに対して何かご答弁あるようでしたら、お願いします。

○平原防災課長

こちらの事業を考えるに当たりまして、様々な先行事例なんかも検討させていただきましたところ、引き合いが高いというようなお話もお聞きしたところでございます。ただ一方で、区で始めたときに、どのぐらい引き合いかによって、場合によってはもう一段の周知、あるいは、そこまでいなくても、どんどん引き合いが来て、逆に数が足りないということも考えられますので、まずは最初、このような形でやらせていただきまして、様子を見させていただいて、どのようなものが必要か、もう一つ、状況把握といいますが、防災課は何もない状況でございますので、現行体制でそれが可能かどうかも含めて、柔軟に検討してまいりたいと思っております。

○こんの委員

分かりました。やりながら、どういう状況かといったところを把握していくのも一つかなというふうな今お話を聞いていて思いましたので、ぜひ区の今後のいろいろな情報収集というところでも、一つ、状況を見ながらそれを進めていただきたい、このように思います。

○大倉委員長

ほかにご発言はございますか。

○まつざわ委員

すみません。3か年計画で、600台、1,300台、1,300台で、3,200台ですね。それは

分かったのですけれども、そもそもこれは、初めにどんと予算をかけて3か年でやるのか、要は単年度、単年度ですか、まずは600台の予算で、来年は1,300台の予算で、また1,300台の予算、そういうふうにやっていくのか、教えてください。

○平原防災課長

こちらの予算につきましては、債務負担行為等ではございませんので、単年予算でございます。まず今年度、先日の総務委員会でお諮りさせていただきましたものについては令和6年度のものになりますので、仮に令和7年度・8年度やるという形になりましたら、改めて予算をご議論いただき、ご審議いただく形になるかと思っております。

○まつざわ委員

ありがとうございます。今回は600台で、それである程度周知を図ります。それに勢いをつけて、来年は1,300台でいこうという流れですよ。

そうすると、例えばこの1,300台、すごくネガティブな話をして申し訳ないのですけれども、今回600台がうまくいなくて、周知がうまくいかないのが、いろいろな状況があって600台がうまくいかない。では次、1,300台がうまくいくのかいかないのか分からないときに、例えば1,300台をどかんと買って、すごくネガティブな話をすると、余ってしまうと大変ではないですか。

そういった部分を考えて、今回の様子を見て、来年度の方向性というのをまたいろいろ調査研究していくのか、そこら辺を教えてください。

○平原防災課長

こちらの契約につきましては、単価契約ではございませんので、年度末になりましたら、600台の残数につきましては区で引き取る形になります。ですので、例えば引き合いが残念ながら非常に少なかったような場合には、そこを差し引くような形になるかなと思っておりますけれども、ただ、令和7年度予算要求の段階でそれが間に合うかどうかといったところもございしますので、令和8年度のもの考えるときに、そこが考慮に入ってくるのかなと思っております。

ただ、いずれにいたしましても、そのような状況にならないように、先ほどこんの委員からもご指摘ございましたけれども、そういった場合には、周知方法の改善であるとか、もろもろまた検討しなければならないことが出てくるかなと思っておりますので、そういったことを併せて、効果的に進められるようにしてまいりたいと考えてございます。

○まつざわ委員

ありがとうございます。よく分かりました。

周知で私もちょっと思ったのが、これは町会で怒られてしまうかもしれないのですけれども、私も町会の総務をやっている、なかなかマンションの人と、要は加入してくれるのも難しく、話もなかなか難しい中で、この防災チェアは、1個の解決糸口というか、話をしやすい、糸口の1つかなと勝手に思っているのです。

例えば町会で、なかなか加入がないのですけれども、実はこういうマンション防災チェアが使えますよと。どうですかというのが、1個、町会に加入しているという情報というのもすぐ入ってくるというのが、情報メリットというので、やはり町会はすばらしいのだなというのが、ちょっと変な話なのですが、そういった部分で、今まであったマンションとの壁を、要はぐっと行く、いいかけ橋になるのかなと思っておりますので、そこら辺もうまい手、これも要望で全然構わないので、そこら辺も何か進めていただけたらと思います。

○平原防災課長

まさに重要な点かなと思います。今回、トイレと違いまして、こちらにマンションのハンドブックを併せてということではないのですけれども、マンションのハンドブックを今、全面改訂している中で、今回は災害時における防災区民組織とは何かというものをマンション側にお示しすることをかなり重視してございます。

マンションだけでは災害時に立ち行かないのだということで、普段から何をすべきかといったところをやっておりますし、それ以外にも、他課の事業になりますけれども、マンション管理適正化計画の中でも防災要件が入っております。あるいは、東京とどまるマンションなんかでも防災のものがございまして、そういう防災をやることによって得ることができるものというのを、これが一つ、またきっかけとなるように、様々な資料をお配りさせていただきながら、考えるきっかけとなっていけるように進めてまいります。

○大倉委員長

ほかにご発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大倉委員長

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

4 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○大倉委員長

次に、予定表4のその他を行います。

初めに、(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございます。

本件につきましては、これまで紙でお配りしておりましたが、今回より電子データでの配付となっておりますのでご案内いたします。

それでは、配付の申出書（案）のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大倉委員長

ありがとうございます。では、この案のとおり申出をいたします。

以上で本件を終了します。

(2) その他

○大倉委員長

次に、その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大倉委員長

特にないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもって、災害・環境対策特別委員会を閉会いたします。

○午後2時34分閉会